

午後2時31分開会

○林委員長 大変お待たせいたしました。議会運営委員会が長引いておりましたので、ただいまより環境まちづくり委員会を開会いたします。

傍聴者の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承ください。

委員会の開催に当たり、報道機関より撮影、録音の申出がありましたので、冒頭の撮影及び休憩中を除く録音を許可したいと思いますのですが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、報道機関の皆様には、指定の場所において撮影ください。お一方ですね。皆様じゃなかった。

〔報道機関による撮影〕

○林委員長 よろしいですかね。報道機関の方、撮影、よろしいですね。

それでは、撮影は以上で終了いたします。

初めに、1月24日付で嶋崎委員が議員辞職されたことに伴い、当委員会が1名欠員となりました。今後は7名の委員会となりますが、皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。また、お手元に名簿を配付いたしましたので、ご確認ください。

いいですか、新しいの。連続で毎週配っているの。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、次は、本日の日程及び資料を配付しております。

よろしいですかね、この陳情審査、報告事件5件、その他で。

まず、日程1、陳情審査に入ります。

外神田一丁目南部地区のまちづくりについて、本件に関する陳情は、送付15の——あ、ごめんなさい、送付5-14、5-30、5-39、5-42の合計4件です。

執行機関から、この間、何か進捗についての報告はございますか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 外神田一丁目のまちづくりにつきましては、前回1月19日の委員会及び懇談会で頂いたご指摘に回答するため、現在、事業者と調整しながら資料を作成しているところでございます。資料を取りまとめ次第、委員会にお示しすることとしたいと思っておりますので、いましばらくお時間を頂ければと思います。

以上でございます。

○林委員長 はい。ということで、前回、委員の皆様から、いろいろな様々な項目について資料化するように要請を、陳情審査に当たってしておりますが——ある。

はやお委員。

○はやお委員 すみません。前回の委員会のときをお願いするのを忘れました。と申しますのは、事業化に伴う建築費というものが非常に今後の事業化について相関が高いということで、確認を、懇談のスタイルの中で確認をした際、建築物価調査会の資料を基にということを書いていましたけど、それが間違いないのか。

それで、私が資料を調べたところによりますと、2019年9月を起点にして、2023年9月ということにしましても、建築の工事原価というのが129.25、つまり、約3割ということになります。そうすると、当初、1.2倍と言っていたのが1.3倍になる

ということは、さらに60億ということになるので、ここのデータの正確な、事業化を図っていくためには、この正確な数字をウォッチングしてきてくださいねと言ったんですけど、正確な数字を、もう一度、審議する上で、資料を、同じこの建築物価調査会の数字を資料として要求したいと思います。

あと、もう一つは、これはあくまでも平均値であります。そういうことから鑑みて、普通の再開発に関わる建築費というのが、千代田区もしくはその辺の周辺のところで、どのくらいの増加というのが見込まれているのか。これは、あくまでも平均ですから、例えば、再開発に関しては、もっとお金がかかっている可能性もありますので、この辺の客観的な数字が分かるものをご提示ください。というのは、せっかくいろいろな削減効果を出していただいても、その辺のところで、どんどんどんどん上がっていったら、焼け石に水の状態になります。だから、そこを横にらみしながら、この事業性について検討したいと思いますので、その資料についてどうか、お答えいただきたいと思います。

○林委員長 どうですかね、ご用意のほう。

○大木神田地域まちづくり担当課長 事業者と調整しまして、できる限り分かる資料をご用意させていただきたいと思っております。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 1点は、議論がもう出ているもの、もう一点は、ちょっと重要だけど、項目出しができていなかったことで、2点、お願いします。

名称としては、何というんですかね、公有財産白書等で、区は公共施設を造る際には、ロングライフサイクルコストというんですか、建物が50年なら50年、修繕維持費を含めて、どのくらいかかるのかというものを最初に見積もっていきましょと。今回の場合、万世会館、清掃事務所、区道のこの主に三つを、再開発の中に二つの公共施設を組み込むという形で造るんだということを公表しているわけですけども、それが、建てる時、それから、維持するとき、解体するとき、どのくらいのコストがかかるのかというのを、公共施設に関しては試算いたしましょという、そういう計画になっていますが、それについての説明がまだ一度もなされていないということについては、そこはちゃんと出してください。数字として出してください。それが単独でやるよりも、いかにそれこそお得なんですということが説明できないといけないと思うんですね。そのところは出してください。

それから、もう一点が、前回、質疑でもありましたけれども、清掃事務所が仮設、再開発になる前に一旦仮設を造るということになっているということで、それも明確な説明、平たんな矢印だけは見たことがありますけれども、何年かけ、何年仮設で——建てるのに何年かかり、そして、仮設で何年過ごし、そして、本工事で何年かかり、そこにいつ引越すと。非常に無理な計画だと思うんですけども、そういうスタートラインがどこであったとしても、その先というのは一定のはずなので、その年次も含めて、公共施設が、区民から見て、どのくらい、何年かかって仮設を経て、どんな建物なのかというものが分かるものがまだ出されていないと思うんですね。今回、建築条例を出さないというんだっらいんですけれども、出すんだったらば、その前に、それを出してください。

それから、それと同じなんですけれども、この間、持って帰られてしまったほうの資料で、もっとビジュアルにこれから再開発で等価交換で区がお得なんだと、こうやってやっ

たほうが得なんだという公共施設について、どういう建物で何階で動線がどうなっているのかということが分かる絵を、やはり区民に、議会に示すということは区民に示すということなので、それはもう最低、本当は説明会をやってくださいよということなんですけれども、出していただきたい。それがもう最低限、物事を決める前に、議員は区民に説明しなければいけないので、区民に説明する議員の資料がないので、ぜひ出していただきたいということです。

○林委員長 はい。様々な資料もありますし、これまで懇談会というかなりイレギュラーな形でやりましたんで、委員の皆様とも、次回、事業者の方とは、参考人という形で、平場で議事録も残り、資料も残る形を、どこか節目でやっていきましょかねというのは確認できているんですけども、その上で、ちょっと資料について、陳情審査にできる範囲で、どこまでできるか、別途として、頑張りますとか、どこまでか。図面等々については、恐らく参考人等々じゃないと厳しいのかなと思うんですが、どうですかね。

○加島まちづくり担当部長 今、小枝委員のご要望は3点頂いたかなと。LCC、仮設、それと、ビジュアル系の図面という形ですね。2番目の仮設に関しては、この間の当委員会でも、いろいろとご議論もあり——あ、懇談会も含めてですね、そこら辺に関しては、資料として提出していきたいといったようなご答弁もさせていただいているかなと。

LCCに関しては、基本的に基本設計だとか実施設計をやらないと、明確な数字が出てこないというのが実情です。その中で、今の段階、要するに、着手していないので、基本設計にも入っていない段階で、どれだけ出せるかということになりますので、それは事業者のほうとご相談、また、3番の図面に関しても、どこからどういう動線だとかということに関しても、再三、私のほうでご答弁させていただいているとおり、まだ着手していないので、そこら辺の図面の検討だとかって、なかなか出せない状況なので、今後、着手していく段階で、しっかり、そこはご説明をさせていただきますといったような話をしていますので、段階でお示ししなければならぬ、そういう段階に行かないとお示しできないというような状況もございますので、今の段階で、今言われたこの3点をどういうふうに出せるかといったことに関しては、事業者とも調整させていただいて、出せるものを出させていただくという形を取らせていただければと思います。

○林委員長 はい。ということで、いろいろあるかと思うんですが、また準備の等々でも、正副でも、多少、資料化について、より陳情審査ができるような資料を執行機関と調整させていただきながら、やってまいりたいと思います。

一応、前回の陳情審査のときに課題出しは出たんですけども、本日は、新たにこういった面もいろいろ調査した結果、必要だというご指摘があったんで、ここは、ちょっと再度調整しながら行きたいと思います。

よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ということで、本日は、資料化、本日の追加も含めて、今、執行機関のほうで鋭意作成中ということで、外神田一丁目南部地区のまちづくり関連4件の陳情審査については、継続審査という取扱いでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。それでは、外神田一丁目南部地区まちづくり

の陳情審査を終了いたします。

次の陳情審査に入ります。二番町地区関連のまちづくりに入ります。本件に関する陳情は、継続中の陳情、送付5-18、5-19、5-21から26、5-31、5-41、5-45から49、5-52から56、参考送付を合わせて21件です。

関連するため、一括して審査することとしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

また、本件陳情審査と関連するため、日程2、報告事項（1）二番町地区のまちづくりについて、この執行機関からの報告も併せる形で、審査のほうを進めさせていただきたいんですが、よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、執行機関の報告をお願いいたします。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 二番町地区のまちづくりにつきましては、前回の当委員会でもご報告をしたとおり、1月5日から1月19日までの期間、法17条に基づきまして、都市計画案を縦覧に供し、意見書の提出を求めてまいりました。本日は、まずは、意見書の集計の状況を口頭にてご報告をさせていただきます。

なお、1月19日消印の郵送分が現状でも届いているため、現在、集計の確認作業を行っている状況です。最終的な結果については確定はしていないので、1月23日受付分までを対象としたおおむねの集計結果として、お知らせをさせていただきます。

意見書の総数は約2,700名分、うち有効票は約2,600名分です。このうち、賛成の意見が約7割、反対のご意見が約3割でした。

なお、参考として、意見書の内訳についてもお知らせをいたします。こちらの集計は、あくまで意見書の提出者が記載をした住所に基づくものとなります。

まず、二番町地区については、意見書の総数が約300名分、そのうち、賛成のご意見が約6割、反対のご意見が約4割でした。

次に、日本テレビ通り沿道についてです。対象の地区は、一番町、二番町、三番町、四番町、五番町、六番町、翹町三丁目、翹町四丁目であり、こちらの意見書の総数は約1,100名分。そのうち、賛成のご意見が約5割5分、反対のご意見が約4割5分でした。

引き続き、それぞれのカウント、記載された内容についての精査を行いまして、最終的な集計結果をまとめてまいります。

続きまして、お手元の環境まちづくり部資料1をご覧ください。現時点で確認をした意見書の賛成、反対、それぞれ主なご意見をこちらに掲載しております。

まず、賛成の立場からは、1点目として、翹町駅のバリアフリー化は住民の悲願であり利益であるというご意見。2点目、子どもの遊び場、寛げる緑地を設置してほしい。公園ではできない遊びやイベントができるようになり、防災の拠点として活用されることは、地域の助けとなるというご意見。3点目、大都市でもインフラ面で災害への備えは重要。地域防災の観点からも、広場整備が必要不可欠であるというご意見。4点目、本案は昨年案から10メートル低く抑えられているとともに、60メートルを超える部分はセットバックしている。街並みとして、周囲への圧迫度の観点で大幅に改善が見られ、対して、広場等の地域貢献要素はおおむね遜色がないというご意見。5点目、学識経験者の意見、

調整を踏まえて作られた今回の地区計画は、多くの住民が納得できるといったご意見を頂いております。

次に、反対の立場からは、1点目、番町地区にはマスタープランがあり、変更には地域住民の合意が必要。行政と企業の思惑第一の提案であるというご意見。2点目、番町は超高層ビルのない都内唯一の地域。住環境と文教環境を守ることが必須である。80メートルの建物高さは、道幅の広い新宿通りの高さであり、日テレ通りにはそぐわないというご意見。3点目、建物高さ80メートルにするための広場は必要ないというご意見。4点目、建物高さ60メートルのベストプランを提示すべきというご意見。5点目、バリアフリーはビルの価値を高めるためのものであり、地域貢献とするのはおかしいというご意見。6点目、高さによるビル風への危惧。容積が増えたことによる収容人数増で、今までにない混雑となるおそれがあるというご意見。最後に、番町地区に日比谷、神田、秋葉原のようなぎわいをもたらすことは教育環境の悪化につながる。番町地区に賑わいは必要ないといったご意見を頂いております。

最後になりますが、今後は、2月8日の都市計画審議会におきまして、地区計画の変更について、審議案件としてお諮りをする際に、取りまとめた意見書の要旨、そして、それに対する区の見解をご報告させていただきます。

こちらからのご説明は以上です。

○林委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、執行機関に確認したい点等々ございますと思いますので、どうぞ、委員の皆さん。

○岩田委員 以前も何度か言いましたけども、このアンケートというか、意見書ですよ。以前も、何か疑義があるというふうにマスコミで報じられたように、例えば、住所も、千代田区一番町で終わりとか、千代田区二番町で終わりとか、最後の枝番まで書いていないのも、それも有効票としているのかどうか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 今回、意見書提出に当たって、必要な記載事項としては、都市計画案の種類、名称、氏名、住所、電話番号、意見、こちらを全て満たしたものを有効票として取り扱っております。仮に、記載に漏れがなくても、今ご指摘いただいたように、例えば、住所が「千代田区」ですとか、「千代田区二番町」とか、地名までしか記載されていないなど、不備があるものについては、無効票としてカウントしております。

以上です。

○岩田委員 その住所の中に、これは明らかに企業の住所であるとか、それは、マンションの、本当に純粋にマンションの住所であるとか、そういうようなのはちゃんと調べているのかどうか、お答えください。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 それぞれ提出された意見書の住所がどういった、例えば、マンションであるとか、事業所から提出されたものなのかという観点での確認は行っておりません。

○岩田委員 それじゃあ、住所じゃないですよ。住んでいないんですから。もしも、それが企業だとしたら、住んでいるところじゃないですよ。ちょっと、それは数え方がおかしいんじゃないですかね。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 今回の17条手続における意見書の提出に関しては、広く意見を求めているものなので、今ご指摘いただいたとおり、例えば、在勤者の方を対象としていないというものではございません。そのため、住民はもちろんそうですが、広く利害関係人から意見を求めるため、住所については、記載されたものがあくまで該当するという認識です。

○岩田委員 いや。在勤者を入れるなど言っているんじゃないで、その分類の仕方が、住所、だから、住所の、たとえ、そこが会社であっても、その住所の方をその意見とすると。それは、例えばですよ、働いている方、あくまで、例えば、たった1日だけアルバイトでそこに行った人も、その人の意見とって採用されてしまうというのは、これはおかしいんじゃないかなと思うんですけど、そこはどういうふうに考えているんですか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 その方がどういった立場で提出をされるかというのは、もちろんそれぞれ事情が異なると思うんですけども、あくまで、この地区計画の変更に関して、ご意見として頂いたものに関して、取りまとめて、都市計画審議会で要旨をお伝えするということが重要であるというふうに考えておりますので、そのお一人お一人の立場がどういうものなのかということについての勘案は行っておりません。

○岩田委員 あくまで例えばですけども、これは、今回、日本テレビのことですけども、じゃあ、その住所が二番町14とか、明らかに日本テレビのものだなんて、そういうのもあると思うんですけども、そういうところも、何も考えずに、開発する側の住所であっても、そのまま採用する。それは、ちょっとどうなのかなと思うんですけど、それはそのまま採用するんですか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 あくまで、これまでもご説明をしているところですが、意見書に関しては、もちろん数もありますけれども、やはり内容を要旨としてまとめることこそが重要であるというふうに考えております。ご指摘のとおり、一つのご住所から出されているものというのも確かにあるというふうに考えておりますが、ほかの意見書と取扱いについて異なる部分はございません。

○岩田委員 まさに、そういうところをはっきりするべきじゃないですか。だから、以前、メディアに疑義ありというふうに書かれちゃったんじゃないですかね。今回だって、ちょっと関係ないですけども、この区役所から×××が出ているわけですよ。そういうのも考えて、皆さんにオープンに明らかにするべき。それが正しい区の在り方じゃないですか。それじゃないと、また何かあるんじゃないかって、そういうふうに思われますよ。そういうところをちゃんとするべきじゃないですか。

○林委員長 休憩します。

午後2時54分休憩

午後2時55分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

岩田委員。

○岩田委員 すみません。先ほどの発言は、削除、撤回します。区の中から容疑者が出ているに変更いたします。

○小枝委員 関連、関連。

○林委員長 区の中。区の中。区民。まあ、区民。いや、いいですよ。

関連ですか。

○小枝委員 今の意見書の内容。

○林委員長 意見書の関連。

どうぞ、小枝委員。

○小枝委員 岩田委員の、意見書をより透明性の高い、信頼性の高いものにして見せてくださいよという質問だったと思います。二番町の数の中に、当該事業者の関係者の住所があったとしても、それはよしとして、それがあったという属性が示されればいいのではないかというふうには私は思うんです。それで、そこはできる話ですよ。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 それぞれ記載された住所に関しては、当然、把握をしておりますので、同じ住所から出されたもののうち、例えば、極めて多かったものについて、どの程度あったかということについての確認は行えるというふうに認識しております。

○林委員長 いいですか、小枝委員。

○小枝委員 当該事業者の住所というのは、今、当然、二番町にあるわけなので、そこから出ているものについて、固まりであるならば、関連会社までは把握が今はできないと思いますけれども、やはり見える化するということは、一つは必要だろうと。そういう意味です。

ひっくり返して、意見書提出者の属性別に要旨を明らかにして、都計審に提出する必要があると。このことなんですけれども、都市計画法第19条の2項、岩田委員の言われたとおりなんですけれども、市町村は、つまり、千代田区は、これを都市計画審議会に意見書の内容を提出しなければならないわけなんですよね。今回の場合、やはり1社の開発を巡って、容積も高さも緩和をするという内容になっています。容積については、多くの住民がかなりの理解を示して、バリアフリーのために必要ならいいよねというところまで来ていると思うんですけれども、この間、高さについては、80にしないで、700%の容積、実際、230ですかね、割増しができるんじゃないかと、フルじゃなくても、そういう方法があるんじゃないかということが、この間の議論の中でも明らかになっている。そういう内容ですので、それについて、どういう意見が、どういう立場の人が、どういう意見を出したかということは非常に重要なんですよ。一番町、二番町の人が出しているのか、それとも、千葉県、埼玉県の方が出しているのかによって、意見書の読み方違ってきますね。

そこは、11月6日の都市計画審議会で、専門家の先生がそのところを、何ですかね、非常に本質論、根拠を持った本質論が意見として存在するのであれば、これは、大方な同意とは言いにくいということをおっしゃっています。つまり、どういう立場の方がどういう意見を言っているかということが、非常に重要なんです。なので、今日、この2,700をA4一枚に区のほうでまとめちゃいましたけれども、これではさっぱり分からない。さっぱり分からないんですよ。それを、まさか、これを都市計画審議会に出すんじゃないですよ。

○林委員長 いろいろ正副の打合せでもあったんですけど、これは、詳細に間違った集計結果を以前出してしまったんで、慎重にも慎重を期す形で、都市計画審議会に間に合うような形で、数も精査をかけてやるというところで、本日のところは、こんな形で暫定の速

報値という形というふうを受け止めていただきながら、答弁をお願いします。

○小枝委員 なるほど。暫定。

○榊原勲町地域まちづくり担当課長 ただいま委員長からご指摘を頂いたとおり、本日、委員会の資料としてお示しをしているのは、まだ最終結果が取りまとまる前の段階で、暫定的に主なご意見をご紹介したものです。都市計画審議会において、審議をお諮りする際には、より詳細にそれぞれどういったご意見を頂いているのか、それに対して、区の見解としてはどういうものをお示しできるのか、そちらを、これまでの都市計画審議会での意見書の内容と全く同じような形で、意見書についてはご説明を差し上げるように考えております。

○小枝委員 今、都市計画審議会においてはというふうにおっしゃったと思うんですけども、それは12月6日の申合せからすると、ここにちゃんと資料を出してもらわないと困るんですね。私の認識違いじゃなければ、12月6日に春山副委員長が集約してくださった内容というのは、「委員会として、執行機関にこれから都市計画手続に関しては、事前・事後に確認することを執行機関に強く申し入れるというのを、改めて委員会と集約をしていきたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか」、「はい」ということになっています。そこからすると、この委員会にちゃんとした内容を出すべきであるという、その認識は一致していますか。

○榊原勲町地域まちづくり担当課長 事前、事後、それぞれ、内容について、ご説明できる範囲で情報提供していくということについては、認識をしております。

○小枝委員 そうですね。議会が予算を決めて、そして、それを執行するわけですから、その中身については、議会としっかりとすり合わせをするということは、もう確認事項になっております。

その上で、属性別の要旨の話なんですけれども、千代田区の都市計画審議会における二番町地区計画の変更審議においては、意見書提出者の属性、それは住民、地権者、通勤・通学者、その他、そして、住所としては、二番町、そして、番町エリア、千代田区内、そして、区外、これをクロス集計ですね、4掛ける4、クロス集計をかけていって、どのような方がどういう意見を出しているのかをしっかりと分かるように示す。これが市町村でやっている普通のやり方だということを言われています。他の市町村でやっている普通のやり方、その普通のやり方をやっていただけませんか。

○榊原勲町地域まちづくり担当課長 先ほどご説明をさせていただきましたが、今回の17条の意見書提出に当たって、必要な記載事項としては、都市計画案の種類、名称、氏名、住所、電話番号、そして、ご意見、こちらを必要事項としてお示しをさせていただいております。そのため、こちらの記載事項で把握できたものに関しては、必要に応じて、分類ということも考えられますが、例えば、今ご指摘いただいた在勤か、在住かということに関して、確かに意見書の中でそちらの記載をご自身でされている方もいらっしゃるんですけども、これは、区として書いていただくものとしては求めているものではないので、多くの方に関しては、この辺り、直接の記載がない状況でございます。そのため、一部の方の意見書のみを対象として、そういった統計を取るといようなことに関しては、現実的ではないのかなというふうに考えております。

○小枝委員 そこは、区がやっぱり不透明だと言われるところなんですよ。本当は行う



前から、住民であるか、在勤者であるかの別を利害関係の内容を丸をつけるというふうにすれば、確かに集計上は事務的には楽だったと思います。でも、あれだけお願いしたのに、それは今回しませんということでしたから、大変だろうとは思いますが。そして、また、2,700も出たということで、大変だろうと。でも、大変でも、これは仕事ですので、やっていただかなければ困るんですね。どういう立場の方が在住なのか、在勤なのか、在学なのか、先ほど言ったような4掛ける4のクロス集計をかけて、みんなが一生懸命書いた意見書の内容が、どういう立場の方がどういう思いでそれを書いているのかが伝わらなかったら、先ほど都市計画審議会の先生がおっしゃったような本質論、根拠をしっかりとった本質論として出されているものかどうかということが、結局、判断できないわけですよ。判断できない意見書を出しても仕方がないので、これだけの数が出るところは、全国にも二つとないそうです。だから、例がないんです。でも、これだけの意見書が出るような大論争を、別に区民は対立しなくてもよかったのに、広場もできる、バリアフリーもできる、60でも容積緩和はできるのに、それをできないかのようにしてしまったことによって、今、皆さんが、もうまちをよくしたいと思う皆さんが一生懸命意見を出しているものがちゃんと分かるように、提示をしてもらいたい。

そこは、ほかの——ここは繰り返しませんけれども、鎌倉でも横浜でも横須賀でも、ほかの市町村では当たり前に行っている作業ですから、それをやらないと、先ほどの岩田委員言われたとおり、今、本当に公平公正な千代田区であるかということが問われている中で、ここまで見せないという、何が何でも見せないということはありません。当たり前のことを当たり前に行っていたらいい。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 確かに、今回、相当数の意見書を頂いておまして、この確認に関しては、かなり慎重を期して、時間をかけて丁寧に行っていきたいというふうに考えております。その中で、こちらとして最もしっかりと対応しなくてはならないのは、まず、正確に数を確認すること。また、記載されている内容について、賛否を明らかにすること。そして、それぞれの要旨が何かというのを把握して、それに対する区の見解を適切に記載するというかというふうに認識をしております。

先ほど本質論というお話がありましたが、こういったご意見が出ているかということについて、属性で本質が変わるということではなく、あくまでも17条の手続に関しては、住民、または、その利害関係者から広くご意見を集めるというところがございます。そのため、その属性ごとに意見を鑑みて、区の見解を述べるということではなく、それぞれ全てフラットに見た上で、こういったご意見を区として述べるか、この点に最も注力して対応したいというふうに考えています。

○岩田委員 関連。

○林委員長 関連って、岩田さんから始まった。

どうぞ、岩田委員。最初に始まった。

○岩田委員 そうですよ。何で属性が必要かという、さっきも言いましたよね、疑義ありと言われてるんですよ。つまり、開発業者側が自分たちで動員をして、その意見書を書いて、あたかも地元の住民の声であるかのような意見書を書いて、それを区が真に受けて開発しちゃって、後でごめんなさいねじゃ済まないんですよという話ですよ。そういうことを言っているんですよ。にもかかわらず、いや、見ませんよと。そこは見ませんよ

と。ただ意見書が出たその数だけでやりますよ——数じゃない、何か中身だと言っていますけども、それでやりますよと言っているのはおかしいでしょという話なんですよ。だからこそ、属性が必要なんじゃないですか。それが本当に住民なのか、本当にそういう開発業者ではないのかって、そこをちゃんとしっかりやらなきゃ駄目じゃないですか。どう思っているんですか、そこは。疑義ありですよ。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 住民、または、在勤ということに関してですが、住民の定義に関して、都市計画法上、どういう運用で対応すべきかということに関しては、以前、ご案内を差し上げたとおりです。住民登録のあり、なしは、住民の定義としては問わないということになっておりまして、あくまで居住の実態があるかどうかで判断すべきということになると、住民として、この人が本当に該当するのかどうかということについては、ちょっと区として確認をするすべもないというふうに認識をしております。

○岩田委員 違う、違う、違う、違う、違う。

そこじゃないですよ。在勤者、本当に純粋な在勤者ならいい。開発業者が入っているんじゃないかと言っているんですよ、開発側の間が。そこが問題なんですよ。だからこそ、疑義ありと言われていたんですよ。だから、前回——前回じゃない、さっき言ったみたいに、逮捕者まで出ている。その千代田区がまた何かやっているんじゃないかと、そういうふうに思われるんじゃないか。あなたたちのために言っているんですよ。そこはちゃんと明らかにするべきですよ。

○加島まちづくり担当部長 前回は疑義票ということで、12月25日ですか、岩田委員からも同様のご質問があったかなと。我々としても、今、担当課長が言ったように、立場ということではなくて、やはり、この都市計画に対するご意見、そのご意見がどういうものなのか、その内容をやはり重視すると。それは、やはり在住とか在勤とか関係なく、この都市計画に対して、それはそうだよねと、反対でも賛成でも、その要旨がそれはしっくりくる、それは明確だというようなことがあれば、それは受け入れるという形になると思いますので、立場だとか、そういったところではなく、あくまでも、前回からもお話ししているとおり、17条の意見書の要旨、ここを都市計画審議会でご議論いただいて、採決に向かっていくというところで、そこは大変申し訳ないんですけども、ちょっとご理解いただくしかないかなというふうに思っております。

○岩田委員 ご理解できません。（発言する者多数あり）立場ではなくと言いますが、その立場が大事なんですよ。開発業者だったら、当然、やりたいに決まっているじゃないですか。それはもう絶対大賛成と言いますよ。

ちょっと戻りますけども、何だ、動員をかけて、賛成票を集めたみたいなような話、そこまで見ていませんと言いますが、一個一個見れば、既に印刷されたものに賛成と書いてあって、同じようなフォーマットで、何枚も、何枚も来ているはずなんですよ。賛成しか書いていない、賛成も反対も書いていない。同じようなフォーマットで、それを見れば、これは動員がかかっていると思われるのも仕方ないですよ。賛成しか最初から書いていないんだから、そこに、それプラス、住所が開発業者のものだったらおかしいと思うのは当たり前じゃないですか。それを見ないというのは、どういうことなんですか。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 意見書に関しては、これも繰り返しとなってしまいますが、数ではないと。あくまで書かれた内容が何なのかというのが最も重要であるとい

うふうに考えています。（発言する者あり）そのため、それが意見書が手書きで出されたものであっても、例えば、文面でコピーをされたものであっても、メールで提出をされたものであっても、取扱いに違いはなく、何を書かれたかというのを重きを置くべきと考えています。

○岩田委員 そこじゃないって。立場だと言っているんですよ。そこじゃないでしょ。もう答弁、ちゃんとしてくださいよ。立場があって、開発業者だったら、当然、開発したいんだから、そういう賛成だと書くに決まっているでしょという、そこを言っているんですよ、立場。そこが大事なんですよ。だから、そういうのを明らかにするべきだと言っているんですよ。にもかかわらず、いや、立場ではないとか、数じゃないとか、何かいろいろ言っていますけどね。自分たちの都合の悪いところは見えないようにして、自分たちの都合のいいところだけ取り入れようとする。おかしいですよ、そんなのは。だから、疑義と言われちゃうんじゃないですか。ちゃんと大っぴらに誰でも分かるように明らかにしてくださいよ。

○林委員長 ちょっとどうなんだろう。岩田委員がご指摘されているのは、僕もちらっと見たことあるんですけど、名前だけ書く署名簿みたいなやつをおっしゃられているんですか。

○岩田委員 賛成しか書いていないんです。

○林委員長 もちろん、もちろん。そんな個別の団体署名みたいなのと個人の意見みたいなのを分類かけると、2,700ですから、相当な……

○岩田委員 頑張ってくださいたいです。

○林委員長 僕らの選挙だったら、大変な票ですよ。（発言する者あり）取っている人、いないんで。その数を分類をかけるというのは、どう、行けるもの——まあ、多分、法律的には立てつけになっていないと思いますし、1人1通がきっとイメージされて、意見書募集になっているんでしょうけども、署名簿みたいな形のやつが動員っぽいんじゃないかという指摘に対して、そこはあんまりやり過ぎちゃうと、全部見せるわけにいかないわけなんですよ、学経の先生に。

ちょっと1回、ここで確認を取った後、またやり取り行きましょう。

○加島まちづくり担当部長 前回からも言っているように、立場だとか、数ではないといったようなところです。

○岩田委員 立場は大事。

○加島まちづくり担当部長 それで、いや、数ではないとずっと言っていますので、例えば、100人の方が同じ意見だとすると。すると、それは、意見としては一つの意見ですという整理です。そういったことをやると。反対の方も同じような形です。で、何が大事かということ、その意見の内容です。その意見の内容で、この都市計画に関して、どうかといったところを審議していただくという形ですので、我々はそういうことを言っているということなので、19条も17条もそういったことで手続を進めるという形になっておりますので、それにのっかって、今、進めているといったところでございます。

○岩田委員 違う、違う、違う、違う、違う。（発言する者あり）もう。

○林委員長 いいですか。もう一回だけ聞きますか。

○岩田委員 ちゃんと答えていない。

○林委員長 では、岩田委員。

○岩田委員 立場と言っているじゃないですか、さっきから。だから、開発業者の立場だったら、それは賛成の意見を書くでしょという話ですよ。それを分かっている、あ、賛成ですねと。そのままのみにしてやるのはおかしいでしょと言っているんですよ。それは数じゃないというのは、もう何度も聞きました。でも、立場は大事ですよ。その立場でどういう意見なのか、その立場だからこそ、こういう意見なんだという、そういう分析は絶対必要ですよ。そこをどういうふうに思っているんですか。だから、疑義と言われちゃうんだと言っているじゃないですか、さっきから。

○加島まちづくり担当部長 立場ということでは、今、岩田委員の言われることを理解すると、その立場の方は意見が出せないのかという、出すなと言っているようなふうに聞かれるんですね。

○岩田委員 言っていない。言っていない。言っていないよ。

○加島まちづくり担当部長 それは、先ほど言ったように、そういう方が100人出したとしても、一つの意見だと言ったような形なので、意見を出すなということは言えないと思いますので、それは先ほどから言っているように、立場だとか、数ではなくて、意見、その要旨だということで、それで、都市計画をどういうふうにするかといったところの議論をしていただくといったところですので、これは申し訳ありません、前回からも含めて、何回もご答弁させていただいておりますけれども、我々の考え方は一切変わることはございません。

○岩田委員 言っていない。言っていない。

○林委員長 ちょっと一呼吸。どうする。一呼吸。桜井さんがさっき手を挙げているんだけども。

○桜井委員 いや、関連なんですよ。関連なんでしょう。ただ、ちょっと休憩してもらっていいですか。

○林委員長 休憩します。

午後3時16分休憩

午後3時24分再開

○林委員長 はい。では、委員会を再開いたします。

それでは、桜井委員。

○桜井委員 先ほど、執行機関から、この17条の縦覧についての意見書の要旨について、ご報告を頂きました。今回、2,700通で、2,600か、有効が。大変数も多くて、関心が強い、関心の多い、そして、よいまちにしたいという、そんな思いが感じられる数だなというふうに、まず、率直に思いました。

その中で、この有効——まあ、無効というか、2,600との差が100通あるということですけど、たかが100通、されど100通でございます、どんなようなことでのこの100通、ちょっと入り口に入る前に聞いておきたいんですけども、どんなようなことで100通というものを分類されたのか、教えていただけますか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 無効票の内訳ですが、こちら、ちょっとおおむねの数字でお答えをさせていただければと思います。無効票のうち、約80名分ほどが記載の不備があった分でございます。そのため、例えば、先ほど住所の書き方についてご説

明をしましたが、千代田区しか書かれていないですとか、そういった電話番号が記載されていないですとか、そういった記載の不備に基づくものがおおむね80名分程度。残りに関しては、同じ方から重複して提出をされたケースがありまして、その方の分についても無効票としてカウントされています。そのほか、締切りを今回設定をしておりますが、締切りを経過した後に意見書もありました。こちらに関しては、無効票としてもカウントはしていないという状況です。

以上です。

○桜井委員 分かりました。

この17条の縦覧、意見書を頂くということについては、昨年12月に当委員会のところでご提案があって、それで、この5日から19日まででしたか、意見書を頂くと。縦覧をして、意見書をいただくということで始まったわけです。

そのときにも、私、話をしたんですけども、昨年3月30日でしたかね、再検討をするということで、都市計画審議会の中で、今までの区の家から改めて都計審で再検討を行うということが決まりました。そのときに、都市計画審議会の委員さんから、専門家委員の皆さんに、一つ、小委員会をつくっていただいて、専門家会議の中での方針を出していただけないかという、そういうお願いをしていると思います。私、そのように記憶しております。これを基に、専門家委員会からの答申が出てきた。それが80メートル、700%という、それ以外のものもありましたけども、そのような案が出てきた。で、それを、今度は、区が日本テレビさんにそれを検討していただくというお願いをしたところ、日本テレビさんは、最終的に9月の終わり頃ですか、には、おおよそ、この案については、専門家委員の案に沿ったものだということで、現在は、その案に対しての縦覧が行われたということになっていると思います。これは、ここまではいいですよ。

先ほど要旨をずっと見ていたんですけども、最初の賛成のところについては、今まで専門家の皆さんがいろいろと地域の要望などもしんしゃくした中で、建てられたプランに対しての評価が書かれていることに対して、下の反対のご意見を見て感じることは、非常に建物の高さに対して、ご意見として多く頂いているように感じるんですね。

高さと容積率というのは、これは非常に綿密に関連しているものですから、今は、80メートルで、こういうプランでつくりますよという地域の要望を聞く中で、それを立てているものが、高さは低くするというになると、今度は、建物自体を幅広く使わなくちゃいけないという、そういうことも当然考えられるわけです。そうしなくてもできるという案もあるようにも聞いてはいますけども、通常、一般企業は、企業が容積率を確保したいということを前面に置くならば、高さを下げることになると、やはり平べったいような建物にどうしてもなってしまう。そうすると、広場も少なくなってしまうし、または、今度は、日陰になるところも今まで以上に広がってしまったり、そういうことも当然心配をされるわけです。

反対のほうの方たちの要旨、意見要旨の中に、そこら辺の容積率と高さとの関係についてのご意見がなかったのか、もう高さだけ低ければいいんだという、そういうようなご意見だったのか、そこら辺のところをちょっと教えていただきたいんです。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 今回お示しした資料で、高さのご意見が多いというのは、記載のとおりなんですけれども、容積率も含めたご意見も、では、ゼロだったかと

いうと、決してそういうことではなく、中には、そういった観点からのご指摘もあったというふうに認識をしております。本日、資料上はそこをお示しできておりませんが、より詳細な都市計画審議会における資料の中では、その辺りについても、しっかり触れていくようにしたいと考えております。

○桜井委員 高さと容積率との関係、バランスというのは、非常にこれからも議論をする中では大切なことだと思っています。そういう中で、地域からの要望というものが、バリアフリー化のこととか、また、子どもたちの遊び場を確保するとか、歩道を広げてほしいとか、いろいろな要望がありましたよね。それをぜひ実現してほしいというふうに、私も、実は思っている一人なんですけども、去年の10月に地域のまちづくり協議会が開かれています。で、このまちづくり協議会は、何十回も今まで議論をして、意見を重ねる中で、地域の本当に要望だとかということ吸い上げられて、いろんな意見を出されていると思うんですけども、このときのご意見というか、がどのような形で出てきていたのか、ちょっと改めて教えていただきたい。

○榎原麴町地域まちづくり担当課長 直近行われました日本テレビ通り沿道のまちづくり協議会においてですが、ご意見として、いろいろ頂いたところではありますが、今現在、番町の森でイベントを様々主催されている方にお越しいただいて、そのイベント主催者という立場から、どういった、広場についてご意見をお持ちかということについて、ご意見いただきました。やはり、あそこでなくてはできないことも非常にある中で、ああいう場所をぜひ維持してほしいという意見は、それぞれ非常に多かったかなというふうに認識をしております。また、プランとしましても、これまで専門家会議でのご指摘を踏まえて、その内容を反映してきて、しっかりしたものが出てきていると、そういったご意見を頂いたものというふうに考えています。

○桜井委員 ありがとうございます。今の区の方のご答弁を聞く中では、地域の要望に沿った形の中でのプランが今まさに案として出ているということで理解をしました。

今回の専門家委員会の中から出てきた案の中には、地域の方たちの要望だけではなくて、例えば、80メートルという建物であったにしても、セットバックをして、スカイラインとして見えるものについては60メートルなんだと。実際、そこに通っていらっしゃる方については、80メートルの高さを感じられないような、そういう工夫がなされているという、そんなこともご提案の中で出てきて、承知をしているところですけども、どうなんでしょう。区として、こういうスカイラインのこととか、それ以外にも、今回の新しく区の案として今あるわけですから、区として、こういうような今の60メートルのスカイラインをはじめとした、こういうようなプランを今回の中で改めてお示しをしているんだと、17条の中でお示しをしているんだというものがあれば、聞かせていただきたい。

○林委員長 どなた。

担当課長。

○榎原麴町地域まちづくり担当課長 まちづくり協議会のときの議論と少し重なるところがございますが、これまで、やはり、昨年度の90メートル案というものが出て以降、17条の手続の中で、高さに関する議論というのは非常にご意見としても頂いておりました。一方で、高さというのはもちろんあるんですけども、高さだけではなくて、ふだん生活をされている方が、日常から見える景色、これに関して、まち並みということについても

しっかりとした議論を行っていくべきではないかというふうに考えております。

今回の60メートル基壇部におけるセットバックというのは、そうしたまち並みをしっかり意識したということも反映したプランになっていると、そのように考えております。

○桜井委員 最後。

○林委員長 桜井委員。

○桜井委員 そうすることで、区としての区民の方たちのそういうご要望をしっかりと受け止めていただいて、この事業については、17条の意見書を頂いて、これから審査に入るわけでございますけれども、ぜひ、区民の要望に沿った形の中で、この事業をしっかりと進めていっていただきたいと。先ほどもお話がありましたけど、沿道まちづくりの協議会の中でも、早く進めてほしいという声、実は、私は、個人的には、非常に多くの方からそのことを言われております。今後の中で審査をされるんでしょうけれども、ぜひ、区のほうも、それに沿ったような形で、しっかりと対応をしていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○加島まちづくり担当部長 今、桜井委員言われたように、区としても、しっかり取り組んでいきたいと。まあ、今も取り組んでいるところでございますけれども、先ほどのまちづくり協議会の中においても、事業者さんのほうでご説明があったと。その中で、今、取り組んでいるのは都市計画なわけですね。あそこの二番町の地区のキャップというか、そういった形を今考えていると。空地に関しても、2,500平米だとか、歩道状空地だとか、そういったことでありますけれども、その広場に関しての今後のしつらえ、どんな形にしていくのかだとか、どんな使われ方するだとか、あとは、低層部の商業施設、そこがどういう形になるのかだとか、そこら辺に関しては、事業者さんが勝手に考えるのではなくて、考えたものを地域にもお示しして、いろいろ意見を聞きましょうという話を協議会の中でもしていただきました。なおかつ、エリアマネジメントということで、番町地区の新しい試みとして、エリアマネもやっていく。その中でも、いろいろと意見を聞く。それは、設計だとか、建物の建設段階から含めて、その後の利活用も含めて、エリアマネジメントをやっていくということで、明確にそこら辺は表明していただいておりますので、そういったことを含めて、今後の建物の詳細だとか、そういったところも、地域の方々の意見を聞きながら取り組んでいただけるものというふうに考えておりますので、区としては、そこまでの都市計画の手続をまずは進めていくべきだというふうに認識をしております。

○桜井委員 はい。

○林委員長 はい。はやお委員。

○はやお委員 まず、この環まちの資料1のところ、意見。私は個人的な意見でございますけれども、数という計量的なものというのは重要なファクターだとは思っています。でも、まあ、それぞれの法律の仕立てということで、中身が大切ということであれば、まず、その中身について、どのように区が見解しているか、確認したいと思います。

というのは、この資料の賛成の方々がここに書いてあるんですけど、子どもたちが遊べる広場や広げる緑地の設置を実現してほしいとか、広場があることで子どもたちの遊び場、地域イベントの開催ができ、日常豊かになるとか、下に書いてある地域防災の観点からも広場の設備は必要不可欠と、こういうふうにおっしゃっている。よく分かるんです。それは、広場があればこういうことが実現できるから。僕も必要だと思えます。

あと、よくストップをかけられているけど、私はあくまでも経済性というか、僕は民間にいましたので、700%の容積を堅持するということについては、それは民間に対して、今までの流れからして、堅持してあげなくちゃいけないという立場であるということだけは、まず認識していただきたい。でも、ここは、どうやって考量していくかということを確認していきたい。

もう一つ、地域変更、地区計画に対する反対で露骨に出ているビルの高さ80メートルにするために、広場であれば別に必要はないと。これは真逆なんですよ。で、このように内容を重視するというのであれば、結局は、先ほども出ましたように、何かといたら、賛成と反対と、きちっと出てくるんですよ。この広場というのがどうかとあったときに、まずはこの意見に対して、区はどう受け止め、どう考えているのか、どうしていこうと思うのか、お答えください。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 冒頭申し上げたとおり、まだ、ちょっと意見書に対する要旨、そして区の見解というところには、整理をこれから行っているところなので、正確には都市計画審議会のときの資料を基にご説明はさせていただこうというふうに考えておりますが、それぞれ賛成のご意見、反対のご意見に対して、区の見解をしっかりと述べられるようにしたいというふうに考えています。

○はやお委員 私はこのところについては、容積率が700%になることについて、再地区の容積のこれ、内容がどうなっているのかという質問をしました。そのところで、最初は拠点駅、つまりそれによる700%がすぐ積み上がるのかというふうに思っていたから、広場も〇〇も、みんなインセンティブというのは副次的なもの、オプションみたいなものだというふうに認識していたんですね。

けども、何かといたら、12月14日、このところで容積率を確認したところ、約、ほとんどの500%が総合設計制度と同じところがありまして、なぜ700%に行くといったら、広場相当2,500平米が大きなファクターですよと確認したんです。つまり、ここで最後に言っているのは、高さ80メートルにするのが広場であれば別に必要ないと、こういう意見について、大変重たい意見になっちゃうんですよ。つまり何かといたら、これが実現できなければ広場が要らないといったら、700%にならないんですよ。

そういうことからしたときに、もう一度、この容積率の内訳を、区民というか地域の人に話をして、そしてどのぐらい、広場をなくせということの、極端、ゼロ・1は言うつもりもないです。何をやらなくちゃいけないかといったら、グレーの世界で、どのぐらい平米数を減らせば、どれだけ60メートルに近づけるのか。700%も担保してあげられるのか。こういうように、苦しんでくれと言ったんですよ。けども、加島部長は、私たちはこの形でやりますと。あるところでは、はやおさんの意見はバナナのたたき売りで、これを何%にしたらまたやりにくくなっちゃうから、もうこれで行くんです。それも、企画提案だからと言われたの。このところをもう一度、どう考えるのか。

つまり何かといたら、大きな相関になるのは、2,500平米相当の容積が大きなファクターなんです。そしてこのところで、200平米にも減らしたらどうなんですかと言ったら、25%減できて700%はキープできるんです。だから、そういうような努力をしながら、場合によっては60メートルから70メートルになるのか、それは知



らないですよ。でもやってくださいと言ったら、できませんと。いつも本当にドラえもののポケットみたいに加島さんは何でもすぐやってくれていたのが、できません、できませんと。

ちょっと、まずこのところについて、なぜ、あえて広場相当が大きい、左右されるファクターであるのに、ここについてあえて変更しない、確認しないというふうに決断しているのを、具体的に分かりやすく説明してください。

○加島まちづくり担当部長 今回は、ただ単に空地というよりも、今回の都市計画に関しては、再開発等促進区を定める地区計画を適用するという形になります。総合設計ともちろん違うという形になりますので、再開発等促進区を定める地区計画に関しては、委員もご存じのように、地域の課題、いろいろな問題を捉えて、それを解決できるようにすると。それができなければ、再開発等促進区、この再地区ですね、再地区の適用はしないといったようなところになります。一つはバリアフリーもありますし、もう一つは専門家の会議でもあったように、街区公園並みの広場、そこを制定することによって再地区を適用できるというような形なので、そこをやらないと、もう再地区じゃなくなるといったところで我々は考えているので、再地区の適用に関しましては、やはりこの広場の大きさ、それは必要だといったような形になりますので、そこを小さくしてやるということになりますと、この再開発等促進区を定める地区計画は我々としては適用しないという形なので、そこが一つ大きく違うところかなと。違うところというか、そういった考え方だといったようなところがございます。

再開発等促進区を定める地区計画に関しましては、はやお委員も委員の都市計画審議会の中で12月18日にご質問をされた中で、やはり東京都の基準、専門家の方もあって、その中で、東京都が用意した基準、基本的には一つの目安で、個々のプロジェクトで弾力的に対応するというようなお話もあったかというふうに思っております。そういったことも踏まえて、我々としてはその中で、今回のあそこの課題解決を図る上で、再開発等促進区を定める地区計画を定め、容積率の最高限度は700%といった形の都市計画を、今、手続的に進めているといったようなところがございます。

○はやお委員 もう、それは十分分かっているんです。何度も議論しています。何かというと、東京都の再開発等促進区を定める地区計画運用基準の中で、2,500平米相当広場、「相当」なんですよ。標準なんですよ。だから、このところというのは、じゃあ、例えば2,000平米に変えたときに、都のほうでこの再地区が700%が可能じゃないという確認は取っているのか、取っていないのか。

といえ、何かといたらば、結局はそれは2,500平米の標準があればいいですよ。だけど、これだけ高い土地で、この千代田区で、そうしたときには歩み寄った計画にしていかなかったら駄目なはずなんですよ。そこはじゃあ東京都と確認したのかどうなのか。今のところで、私はこの標準基準を見ると、できると読んでいるんです。だって何かといたら、そういうふうになると計算式が出ているんですから。だから、じゃあ、何平米までがこの再地区の220%にはできないでも、200%近くのものにできませんという基準、千代田区だったらそういうような運用基準の中で多分対応できると思うんです。それを確認したのかどうか。そこをお答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 東京都に個別に確認したということはございませんけれども、

運用基準の中で計算すれば、その計算は成り立つといったところかなというふうには思っております。

ただ、先ほどから申しているように、あそこの二番町の地域の課題をどうするか。今の地区計画の目標にも書いてありますけど、緑豊かな街区という形なので、ここの二番町の開発に合わせて、そういった広場に関して、緑も十分にやりましょうよ、セッティングしましょうよといったようなことを踏まえて、専門家の方々からも、やはりそこは街区公園並みの広場を設け、緑も豊かに育ててもらいたいというご意見だったというふうに思っておりますので、そこは前提として、再開発等促進区を定める地区計画を我々としては適用できるというふうに考えております。

それを、平米数を小さくして広場を設けるということになると、我々は地域の課題解決にはならないという考え方になりますので、再開発等促進区を定める地区計画は、その場合はもう適用しないというような考え方というところがございますので、そこら辺はちょっと、すみません、ご理解いただければなと思います。

○はやお委員 だから、そこなんですよ。そこはあくまでも学経の先生方の提案が確かにありましたよ、学術のほうで。だからこそ、この前、12月18日の都市計画審議会で同等の説明をしました。で、その容積については分からないけれども、企画提案というのはあくまでも区の提案ですから、変えることができますとはっきり言ったんですよ。

つまり、ここのところは、どこまでその広場というのを押さえて、建蔽率を広くしながらも、今までのいろいろなことについての高さを極限まで検討するというのが、それは僕は技術者がやらなくちゃいけないことだと思っているんです。そこを、もしあれだったら、僕は委員会で都のほうに確認するべきだと思っているんですよ。そのぐらいに。まあここはちょっと、そこは抑えておきます。

で、何かと言ったら、もう一つ瑕疵があるんじゃないかと。だから16条に行ったのは早過ぎますよ。16条に入ってから17条は一呼吸おいてくださいよと言ったのが、この都市計画審議会、18日のときなんです。つまり何かと言ったら、この都市計画が設置されている当初は、何かと言ったら、沿道協議会といって、面で物事を考えていたんですよ。それがいつの間にか小さいエリアの二番町だけになっちゃったんですよ。そして、本来であれば、基本計画を立てるべきと言っていたけど、皆さんのそちらのほうは、都のほうに確認したら、都市マスタープランでいい、これが基本計画だと、こういう話でしたよね。それをもう一度確認します。それで、基本計画はそれでいいのかどうか、もう一度お答えいただきたい。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 今のご質問の件に関しては、その基本計画は該当するというご指摘のとおりです。

○はやお委員 そうなんです。何を一番言いたいかということ、やはり本來說明をしていくと言ったら、基本計画まで行かないまでも、基本構想というのを今までつくってきたんですよ。その辺についてはどう考えるか。いろいろ課題になっている外神田一丁目計画だって、基本構想はありましたよ。何かと言ったら、地域のオーソライズを取るためには、その計画の中心たる整理をしなくちゃいけないんですよ。それが都市マスタープランだけで行けるかというところなんですよ。そこについてはどう考えているか、お答えいただきたい。

○林委員長 担当課長。行けない。休憩する。行く。休憩しますか。休憩します。

午後3時52分休憩

午後3時53分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

担当課長。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 お時間を頂き、申し訳ございません。

その地域の基本構想をまずということのご指摘だったかと思いますが、再開発等促進区を定める地区計画、こちらを策定するに当たりましては、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市開発方針等、こういった区市町村の都市計画に関する基本計画の方針など、こういったものに適合しているかどうかというところが基準上も示されているところですので。そのため、先ほどご説明したとおり、基本構想というものについての定めはございませんが、地区計画、再地区を策定するに当たっての基準にはしっかり適合しているところをもって、手続を進めているところでございます。

○林委員長 はやお委員。

○はやお委員 まあ、そういうふうに答えていただいていたので。それで18日のときにその質問をしました。そして、学経の先生にお答えしていただいたのが、こういうふうに答えているんですよ。「目標を変えずに80メートルが許されるのかについては、今の目標の表現をしっかりと読み込んで、この表現でそういうものを読めるかどうかをきちんとやらないといけないので」、やっていないということなんですよ。「今ここでそれができるかどうか私は判断できませんが、現行の目標のままで読めるという可能性は、私はないことはないと思っています」と、非常に難しい表現なんですね。だから、あるということなんですよ。

けども、ここのところで、そりゃそうですよ、このマスタープランをもし基本計画とするんだとしたら、これについて執行機関が出したら、そのことは当然クリアされているでしょうと思うんですよ。でも、私はどこを読んでも分かりませんとって言ったんですよ。そうしたら、学経の、このつくった学経の先生は、私はよく読んでいないと。読み込む必要があると言っているわけですよ。つまり、そういう話になっていたならば、これはもう一度差し戻して、きちっとやらなくちゃいけないんじゃないんですかということをおっしゃってました。これはどういうふうに読むのか。

この議事録については、本当は今日資料にしてもらいたかったんですけど、そのところをお答えいただきたい。

○林委員長 入っていないのか。委員さんでしたっけ。一応、どうしますかね、皆さんにお諮りして。

○はやお委員 配っていただいたほうがいいんじゃない。委員なら委員だけで。

○林委員長 一応いろんな都市計画審議会があったんで、正副で用意はしてあるんで。

○はやお委員 入っていない人がいるから。

○林委員長 ええ。では、一旦ちょっとだけ休憩して。

午後3時55分休憩

午後3時56分再開

○林委員長 委員会を再開いたします。

どうぞ、担当課長。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 今、12月18日の都市計画審議会の議事録のうち、二番町に関して議論が行われた箇所について、お手元にお配りさせていただきました。はやお委員からご指摘を頂いた質問について、目標がそのままでもいいのかどうかというところでございますが、こちら、議事録、はやお委員のご質問が11から12ページにわたって記載をされておりますが、こちらの目標に関してのご質問、そしてその後の学識経験者の委員の方からの回答、こちらはいずれも、この目標というのは、地区計画で定める目標についてそれぞれ議論がされているというふうに認識をしておりますので、都市マスという文脈でのご意見ではないのかなというふうに考えております。

○林委員長 はやお委員。

○はやお委員 都市マスが基本計画において、そこを横引きにしながら地区計画図書が同じ文面、表現になっているんですよ。そういうことからしたら、都市マスでもいいんです。地区計画の目標でもいいんです。

ここで、学経の先生が言いたいことがあったわけですよ。これもまた難しい、学術先生の説明の仕方なんですけどね。「目標を変更すること、これはもう大方の了解で、私が前に言った話ですが、必要なのではないかということに関して言うと、要は大方の了解が必要だというのは、私が前に説明したのは、マスタープランにやはり書いてあることからはみ出してしまっているのであれば、大方の了解はどうしても要するというロジックです」。でも、こう言っていますよ。「すなわち大方の了解がいきなり必要だという話に必ずしもならない」。でもこれは何かといたら、「80メートルのマスタープランをはみ出しているかどうかは、前から言っていますけれど、個人的な見解がいろいろあって、はみ出していると思っている人もおられるし、何とか読めると区のほうはおっしゃっているし」と言っているんです。

つまり何かといたら、こうなんです。ロジックなんです。僕はプログラムを組んでいましたからね。都市マスと再地区のほう为目标が一致していりゃ、それは大方の同意は必要ない。これは当たり前。それで、学識経験者、何かといたら、都市マスと再地区の、この目標が読める。というふうに既存の目標の、読めるとしたときに、大方の同意が必要ない。でも、都市マスの再地区とこの目標が読めないということであれば、大方の同意が必要だと言っているわけです。

それについては、何かといたら、個人的な見解というのは、多分、学識経験者の個人的な見解なんです。つまり、理解していただけたらと思いますけれども、先ほど都市マスが基本計画じゃないと言ったって、それを横引きにして、あなた方は説明を、都市マスの内容をずっと言ってきているんですよ。それで、学経の先生も都市マスと言っているんですよ。だから、じゃあそのところで合致するか否かというのは、もう一回、学識経験者に参考人として来ていただいて、前回やったみたいに同意率何かとやらなくちゃいけないんですよ。瑕疵が出ちゃうから。ということが必要ではないですかと、ずっと言ってきているんです。

それで、さっきの容積率の問題もある。で、一切、加島さんは——あ、加島さんと言っちゃいけない。そちらの組織は、行政は、変えないと言っている。それじゃ話にならないじゃないですか。だったら、こっちの委員として何が必要かと思ったら、僕は学識経験

者をもう一度参考人招致して、正しくこれがされているかどうかを確認しなけりゃ、先に進められないんですよ。と思いませんか。お答えください。

○加島まちづくり担当部長 まさにこれは都市計画審議会の学識経験者の、1人の見解という形になります。それに関しまして、やはりこの都市計画審議会の中でもんでいただかないとならない議論という形になります。すなわち、二番町のこの地区計画、17条の手続を行いましたけれども、都市計画審議会に審議をお願いして、結論を出していただくと。そういった段階に来ているというところでございます。

○はやお委員 あそこでは、ある程度もまれた結果を出して、追認するに近いものでなければ僕はいけないと思っています。あそこで議論していいというなら、いつでもやろうじゃないかと、今日の議運と同じですよ。下で話さないで、ここで話さないで、ここでできないから、都市計画審議会でお話してくださいといったら、また私がそこで質問することになっちゃうんですよ。それで、はやおさん、短くやってくださいとか言われちゃうんですよ、座長から。そういうところじゃないんだと思っています。ここである程度整理がされて、それで、みんなが、そうだね、こういう内容だねとやっているものを、諮問機関である都市計画審議会に出すんですよ。あそこで議論をするところじゃないんですよ。そのところ、僕は間違っているんじゃないかと。いいですよ、小さいことを議論するなら。これは大きな話ですから。大変大きな話なんですよ。

で、私はこのところはどうなのかと言っているのは、もう現に出てきているのは、こういうような意見書がこんなに二律背反していることについて、いまだにですよ、2月8日にこの都市計画審議会に出すわけですよ。それで、考えが、受け止めも整理されていないといったら、勘弁してくださいよ。また僕がこれは慎重にやるべきだと言って、またある座長さんから、じゃあ、だったら反対に回ってくださいと、こうなっちゃうんですよ。で、また、私は会派に帰ってくると、あなたは反対したと、こう言われちゃうんですよ。私は、ただ自分の信念に従って、違うものは違うんじゃないかとずっと言い続けているつもりなんです。

このところを本当に区民のために、2,000平米だったら、何で地域のいろいろな課題が解決できないのかを証明するのは、あなた方なんですよ。じゃあ、何で2,500平米なくちゃできないんですか。どうやったらこれが無理なのか。そしてまた今後については、四番町のところの土地があるんですよ。有価証券報告書だと300億円、またこのところについて、多分ですよ、普通に考えたら700%の容積が必要になってくるんですよ、普通にビジネスベースで考えたら。そうしたら、そこに折り合いをつけて行司役をやるのは、まさしく行政のあなた方じゃないですか。それをこんなところの小さなところでやっていたら、うまくいきませんよ。またストップ・アンド・ストップになっちゃいますよ。そこをどうやって中を取っていくのかというのは、どういうふうに考えているのか。お答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 再地区のお話に関しましては、先ほどからご答弁させていただいているように、地域課題、あそこの地域の課題に関して、広場、特に広場に関しては2,500、街区公園相当ということでなければ、再開発等促進区を定める地区計画の適用というのは、区としてもするべきではないというふうに考えておりますので、そこはちょっとご理解を頂きたいなと。

それと、再三言われている都市計画マスタープラン、それと地区計画の目標、そこに関しましては、大変申し訳ありませんけど、この当委員会で結論を出されるというよりも、都市計画の関係になりますので、都市計画審議会で結論を出すという形になるのかなというふうに我々としては思っております。

○はやお委員 またこれだと言ったり来たりなんで、私は正確にエビデンスをもって、やっぱり学識経験者のいろんな方がいらっしゃいますよ。でも、もう既にこの学経の先生ですら、それはニュートラルな話が来たときに、これが目標を変えなくちゃいけないということになったら、大方の同意が必要になると、そこまで言っているわけです。だから、そのところを、我々が今度です、都市計画審議会じゃないんですよ、議案になってきたときに、我々がマル・バツをつけなくちゃいけないときに、正しくそれがされていたのかどうかということをやらなくちゃいけない。

どうか、このところについてはすぐ結論できないとは思いますが、どうか、学識経験者の参考人としての招致をして、正確なやはりこの考え方を、もう一度僕は整理するべきだと思うんですが、ちょっと委員長、正副委員長のほうでちょっとご検討いただけるかどうか。振るなって。

○林委員長 お預かりさせていただいて、ちょっと今後についても、まだ、先ほど申し上げたように、2月8日の都市計画審議会前に、もう一度常任委員会のこの建設——建設じゃねえや、環境まちづくり委員会を予定しておりますので、そこまでは何らかの方針を決めてまいりたいと思います。

○はやお委員 はい。

○林委員長 順番で、ごめんなさいね。

次は春山副委員長。どうぞ。

○春山副委員長 本日の環境まちづくり資料、時間がない中でまとめて、途中経過、速報をありがとうございました。

1点、まず確認したいのが、3月30日の都市計画審議会で、前回の地区計画変更案が審議見送りとなり、学経の先生たちからの地域課題の解決となる方針が示され、それに基づいて今回の地区計画変更案が出されていますが、この前回の17条の意見書の要旨、賛成、反対、いろいろなご意見があったと思うんですけれども、それと今回の、まだ途中の集計とは認識していますが、地区計画案の賛成、変更、どのような意見の変化が見られたのかという点について、お答えいただけますか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 意見書の内容、昨年3月30日に頂いたものと、傾向として大きな変化はないというふうに現時点で認識はしておりますが、3月30日以降に、専門家会議の調整を踏まえた、今回の80メートル案に賛成という趣旨のご意見を比較的多く頂いているというふうに考えておまして、そういった意味で、賛成については、高さを含めて賛成を頂いているといったご意見が増えたのが、昨年度からの変化というふうに考えています。また、反対意見につきましては、広場について、昨年度は単純に要らないというご意見が多かったかなというふうに考えているんですけれども、それに対して、今回のものについては、広場の面積を小さくして、高さは60メートル以下にといった趣旨のご意見が増えたのではというふうに認識をしております。そうした意味で、建物高さに関する反対意見については、あくまで60メートル以下にというご意見が多かっ

たというのが、現時点でのこちらの受け止め方です。

○春山副委員長 ありがとうございます。先生方も含めて、数の論理ではないと。あくまでも内容、少数意見も含めた内容がすごく大事だというふうに認識しているんですけども、そうはいつでも、数字という意味で、賛成、反対の意見の数がどういうふうに前回と変化したのか、状況を教えていただけますか。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 前回の17条と今回の17条の意見書で比較をいたしますと、総数に関しては減ってはおりますが、賛成、反対の比率について、こちらはおおむね同様という状況です。対して、内訳を参考までにお知らせいたしましたが、二番町そして日本テレビ通り沿道地域というところに関しては、昨年の集計結果は反対が多い状況でした。対して、今回の案については、二番町そして日本テレビ沿道、両方とも賛成のほうが多いというところが大きな違いというふうに考えております。

○春山副委員長 ありがとうございます。そういった意味では、前回と比較して、区の提案に対する理解が進んだのかなというふうに私自身は考えます。

2点目の質問に移ります。前回の12月18日の都市計画審議会の中でも出ていましたし、私も何度か委員会で質疑をさせていただいているんですけども、この再開発等の地区計画は、あくまでも地域課題を解決することによって、都市マスタープランからの目標も変更し、現状の地区計画変更をできてという地区計画案ということに対して、この地域課題の解決というのが、広場だったり緑だったり、そういった空間を住宅地に、複合系住宅市街地に増やしていくということが一番大きな容積率緩和の要件だと思うんですが、実際にこの物的な環境の計画だけでなく、実際に地域課題を解決していくために、その後のマネジメントだったりルールづくりというのがとても必要で、そこがまだ議論されていないのではないかとのご指摘も多くあると思うんですが、この辺のルールづくりについては、区のほうはどのようにお考えでしょうか。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 ただいまご指摘いただいたとおり、前回の都市計画審議会においては、学識経験者の委員の方々から、ハードの整備をして以降、ソフトとしてどういうふうに広場を使っていくかということについて、これまで十分な議論がなかったということで、それについては審議の場のときに、区としてどういう考えを持っているかということについて説明するようにという、宿題を頂いているものというふうに認識しております。こちら、しっかりと資料も作成した上で都市計画審議会でもお示しをしたというふうに考えておりますが、広場の使い方に関しては、事業者と協定を締結して、どういった形で広場の管理をしていくのか、活用していくのか、その辺りをしっかりと担保できるような形で位置づけていきたいと、現時点でそのような考えを持っております。

○春山副委員長 ありがとうございます。広場の使い方、エリアマネジメント含めて、住民の意見を聞いていくというふうに伺っていますが、そういったルールづくりというのを、協定、何らかの形で事業者に対して申入れしていくということがとても重要なファクターだと思います。併せて外観デザインや1階店舗がどうあるべきかというのを、区のほうでしっかりと事業者に対して申入れしていくという体制をちゃんと整えていただきたいなと思います。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 仮に都市計画が決定した後にについては、事業者と地域で、どういった整備をしていくのかというところの議論をしっかりと重ねてほしいとい

うふうに考えておりますので、そこについては、今ご指摘を頂いたとおり、区からも事業者に対して申入れをしっかり行っていきたいと考えております。

○春山副委員長 ぜひそこはしっかりと、区のほうでしっかりと見ていただきたいと思います。

最後になりますが、今回、この二番町、日テレ計画、私も番町に長く住んで、この反対、賛成の意見がすごく激化したことは、まちにとってすごく、疲労したというか、意見が言えない、どちらにも意見が言えない、もしくは日テレさんのところに入ると日テレ派だと言われるというような危惧をすごく多くの方から頂いて、やっぱりこういうようなまちづくりというのは、すごくまちを疲弊させていくという意味では、よろしくないなというふうに思います。

先ほどからほかの方からもご意見があったように、やはり最初にビジョン策定を、合意形成していくという仕組みづくりがこれからとても必要になっていくという意味で、この二番町以外の地区、沿道もそうですし、その裏に控えている、あくまでも住居系複合市街地と言いながら住宅地でもある。日本を代表するような住宅地の住環境含めて、どういうふうにまちをつくっていくのかというビジョン策定を、きっちり区のほうで取り組んでいただきたいと思います。これは意見です。

○林委員長 いいですか。受け止めます……

○春山副委員長 はい。「受け止めます」でいいです。

○林委員長 何か。

まちづくり担当部長。

○加島まちづくり担当部長 しっかり今の副委員長のご意見を受け止めさせていただいて、私、開発ばかりやるとか、そういうことではなくて、番町のまちをいいまちにしていこうということだと思いますので、しっかり受け止めさせていただいて、地域の方々の意見を拾いながらという形なのかなと思いますので、しっかりやっていきたいというふうに考えております。

○林委員長 どうぞ、お待たせしました。小枝委員。

○小枝委員 まず、今の皆さんの関連のところから一つ。すごく、ここ二、三回で、本当によく分かってきたというのが率直なところです。何が分かってきたかということ、課題解決、それは桜井委員から言われたこともひっくるめて、結構みんなもう一致していて、全部はできないけどバリアフリーに向かいましょう。そして一定の広場は造りましょう。エリマネも位置づけましょうと。それはそれぞれに容積加算がされているということが、本当にここまで来ないと分からないというのは問題なんですけども、分かってきた。

それは、2,000平米の、仮にですね、広場というけれども、それって神田から言うと、芳林公園だったり神田公園だったり西神田公園だったり、みんなそのぐらいなんです。子どもたちはそこで立派に育ちました。民間の広場で、2,000じゃ駄目で2,500じゃなきゃいけないと言っているのは、恐らく千代田区だけなんじゃないかなと。そうすることによって何が問題になったかということ、区は、要するに区がこだわっているのは、広場じゃなくて高さなんじゃないかなというふうに思えてくるわけですね。要は2,500じゃないと高さを壊せない。そこに血道を上げちゃったのかな。

だからみんな本当は一致しているし、もっと言えば、番町文人通りを挟んで、そこも一



一通りの名前が違うかな。文人通り。で、その向こうから四番町のところも、岩田さんも前に言われたように、もう開発が始まるよねと。両側、日も当たる、子どもたちの広場が実現する。本当はほかほかとした話になっていくはずなのに、どうしても容積が、みんな、いいよと大方は言ってくれているのに、60を壊さなきゃ気が済まないというふうになったところが、この千代田区の千代田区たるゆえんで、物事を難しくしている。

それに対して住民はかなり習熟してきて、議員も、私もよく分かってきたというところがあって、今問われているのは、千代田区の行政の在り方、これが政治によってゆがめられたじゃないかということがありますね。じゃあ、千代田区は何でこの高さを壊すことにこだわったのかと。もしかしたら事業者さんだってそんなに本当はそう思っていないんじゃないかと。つまり、もうけは床ですから。だから700取れば、その容積加算されている分で十分運営費は捻出できるわけですよね。それは早ければ早いほどいいわけです。

だから、そのところが争点になってしまうと、また千代田区が悪者になってしまう。区民が一部の方と結託してしまって、ゆがめられてしまって、本当の共通目的は本当は共通しているのに、わざわざ対立に持ち込んでしまっているんじゃないかという疑念を残すことは得策ではないと思うので、私は先ほどこちらで聞いた参考人招致等によって、そうしたところを少しちゃんと整理し、和らげていく必要があるんじゃないかということは、これは質疑はもう繰り返しませんから、意見で結構です。

質疑としてちゃんと言っておきたいところは、やはり意見書のことなんです。これも裁判にならないと明らかにできないということは、もう千代田区としてはやめたほうがいいと思うんですね。法廷に行かなくても、ここでちゃんと明らかにしていかなければいけない。

先ほどのところは繰り返しません。恐らくもう名前を言っていると思うので、都市計画の専門家である東大名誉教授の大方潤一郎先生は、先ほどのようなクロス集計ということがされる。これまで千代田区では属性が分からないまま出していたけれども、それは要旨を明らかにして、特性を明らかにして、都計審に提出する必要があると断言をされています。そして委員長から、べき論は無理だという話がありましたけれども。

○林委員長 無理とは言っていません。目指すべきものだよねと。

○小枝委員 はいはいはい。

そもそも、ちょっと、というところで言うと、本来は、都市計画法19条の第2項によって、細かい区分による集計表どころか、個々の意見書、全ての要約を記載した一覧表を示すことが法で定められているのであると。事務局としては、こうした集計表を作るのが事務的に大変だから作成しないというのであれば、法の定めに従って、都計審に提出された意見書全ての要約一覧表を都計審委員が各自精読した上で、こうした集計を踏まえた判断が必要と感じた委員は独自に集計作業を行う必要があるから、その作業が行えるだけの時間を審議会の途中または事前に用意する必要があることになる。そうした作業を個々の委員が行う手間と時間を省くために、あらかじめ区事務局の職員がクロス集計を行って、審議会資料として配付しないというのは、事務局としての怠慢、あるいは意図的なサボタージュと言うべきではないか。ともあれ、意見書の数が数百件、数千件であろうと、それらの意見書の全ての要約または全文を審議会に提出するのは、法律に定められた必須事項である。これを行わないままの都市計画決定は、法に定められた手続を経ない違法な都市

計画決定ということになる。千代田区都計審の委員の皆様及び担当職員の皆様、この点を再度認識を新たにしてくださいということなんです。

これは、よくよく担当者さんも皆さんご存じのように、この再開発促進区の制度をつくったほどの専門の先生なんです。その方がそんな勘違いしたことを言うわけがないんです。それを千代田区は考えが違うというのであれば、千代田区は別の学説を取りますとあえて言うのでしょ。だけれども、そこは1回答弁をしていただいた上で、ただ、区という、区が答弁したからといって、それは学説でもなければ何でもないということからすると、この問題についても、後で訴訟をやって確かめてくださいというような荒っぽいやり方ではなく、しかるべき参考人招致をしていただいて、この点についても専門的な見地を明らかにしながら進まない、議会としても、今このような恥を、大恥をかいている状況の中で、さらなる恥を上乗せすることになるので、ぜひそこはお願いしたいと思います。

以上です。

○林委員長 参考人については後ほど行きますので、どうぞ。先にそっちでいい。言ったほうがいい。

担当課長。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 集計の取り方、属性に応じてということで、学識経験者の見解をご説明いただきましたが、それについてもあくまで一つのご意見かなというふうには思います。そういう意味では、これまで都市計画審議会でご公表してきている区のまとめ方、そしてそれに対する要旨をご説明するという考え方を、こちらとしては取ってまいりたいと考えています。

○林委員長 参考人については別途、期日等々、どなたを選ぶ、質問項目等々、皆さん全員一致の事項ですので、別途相談させていただきたいと思います。どうですか。

○小枝委員 うーん、恥ずかしいよね……

○林委員長 ありますか。岩佐委員はいいですか。

○岩佐委員 1個だけ。

○林委員長 さっき、ないと言ったけど、じゃあ、どうぞ、岩佐委員。

○岩佐委員 短い間に集計をありがとうございます。

1点、街区公園についてちょっと聞きたいんですけども、先ほど、はやお委員からも、公園、平米数で、街区公園が標準だという記載があったということで、この街区公園程度という基準を持ち出されたのは、専門部会の会議の中から、都計審の中から出された条件というか、上限だと思っています。それが標準であり上限だとしたら、それが逆にどこまでが街区公園なのか。つまり、意見の中では随分、広場が要らないという意見もあれば、広場があればいいのか、どの程度の広場というのをやっぱり示す基準として、街区公園という言葉をあえてもし専門家が使われたということ、許される範囲というのは結構限定的なのではないかと思うんで、そこが専門的にどうなのか、もうちょっとご説明いただきたいんですけども、そこはいかがでしょうか。（発言する者あり）

○林委員長 どうします。

まちづくり担当部長。

○加島まちづくり担当部長 街区公園並みということで、街区公園というのは面的に500メートル当たり一つという形になっていますので、そこに関しての基準が2,500

平米ということが街区公園とうたっていると。そういったものがここでは取れるでしょうと、二番町のところで。ない中で取れるでしょうということであれば、それは地域の課題の一つの解決のものになるといったようなのが、学識経験者の方のご意見と。地域からも、反対されている方ももちろんいますけれども、やはりそのぐらいの広場は必要だよねと。2,500平米以上あることによって――あ、街区公園、すみません、250メートルですね。すみません、500メートルと。250メートルの範囲の中にとということで、すみません、それは先ほど間違えました。

専門家会議の中でも、専門家からもそういう意見が出ましたし、また地域の方々からも、やはりそのぐらいの広さがないと、ただ単なるただ広い広場ということではなくて、その2,500平米の中には、先ほどから申し上げている緑、緑化、そういったものを設けると。今、日本テレビさんのところでは番町の森というようなものを造ってもらっていますので、それ以上の緑化をあそこでしていただきたいと私たちも思っていますし、それが番町地域の緑化の促進につながっていくというふうに思っているところでございます。

○岩佐委員 ありがとうございます。そうすると、そこは条件、最低のまず基準だと捉えられているということで、そこがまた地域課題の解決に必要な平米数だという進みで、今回のご提案があったと。

それは、賛成の方の意見はそこをよしとしているので、そこは問題がない。むしろ広いほうがいいという人もいるのかもしれないけれども、この反対の方の意見の中はちょっと幅があると思うんですね。この2,500、ちょっと欠ける程度を皆さん想定されているのか、全く要らないという意見もありますので、そこをちょっと分かるような、同じ広場が必要ないという意見に集約するのではなくて、これぐらいでいいんじゃないかみたいなのがもし分かるような意見がもしあれば、ちょっと今回このままとめていくに当たり、工夫ができるとしたら、そこの幅に関してはちょっと分かるような整理の仕方をしていただきたいと思うんです。そこは大丈夫でしょうか。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 本日はあくまで代表的なものを抽出してお示ししておりますが、それぞれの観点からのご意見であっても、例えば広場は要らないというものであっても、やはり言い方については濃淡があるので、その辺りは一つに集約するのではなく、それぞれ、もともとのご意見がどういうものかというのが分かるような形でしっかりお示しをしたいと考えております。

○林委員長 まだある。岩佐委員。

○岩佐委員 ありがとうございます。

あと、すみません。もしこの今ここでできる工夫が、なるべくその頂いた意見が、もちろん表面的に住所、住民票を皆さんが調べる権限がないことは分かっていますので、その中で、属性やそういった状況を形式的に判断するに当たって、この中でちょっとやっぱり知りたいなと思うのは、未成年者、次世代の世代の方も多分出されていると思うんですね。とか、あるいは障害のある方とかと、もちろんそういう属性が今回この形式的にあるわけじゃないんですけれども、この記載の中で明らかにそういうことが分かるような、もうそういうものであれば、そういったことはちょっと分かるように整理していただければ、より現状に近いものが、それも事項を自分でご自身で書かれていること以外、皆さんがご判断できる状況では、逆にそれを勝手にバックグラウンドまで推測すると恣意が入ってし

まいりますので、あくまでこの記載の内容の中で、次世代であるとか障害があるとか、そういったことがあれば、同じバリアフリーという記載でも、やっぱりちょっとそこは一つ書いていただいてもいいのかなと思うんですけれども、そこもちょっと作業量が増えてしまうんですけれども、できれば分かりやすい整理をお願いしたいと思います。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 要旨を整理する際に、今ご指摘いただいたような、ちょっとどこまで書き込まれているかというのを確認した上でないと明確なことはお答えできないんですけれども、仮にバックグラウンドも含めて意見としてお示しできるようなものがあるのであれば、そういった整理をしてご説明を差し上げたいと考えております。

○林委員長 どうですか。最後、ございますか。

では、岩田委員。

○岩田委員 ありがとうございます。先ほどの部長の私の質問に対する答弁で、就業者は意見を言うなど言っているようだということですが、全く言っていません。ただ、分析は必要だと言っています。

で、開発業者がそういう意見を出して、それを区はうのみにして、純粋な意見だとして取り入れているみたいなことを言っていましたけど、今度はイベント主催者の意見と。それはイベントをやりたいから、それはその人たちだって言いますよ、賛成と。当たり前じゃないですか。結局、自分たちの懐具合にダイレクトに反映するような人たちは、それは言いますよ、はっきり言って。

それで、それでね、それだけじゃない。さっきセットバックの話もありました。下から見たら60メートル、いや、それは近くから見たら60メートルかもしれないけど、ちょっと離れたら80メートルです、やっぱり。結局は80メートル。

で、2,500平米の広場って、これは区民の要望じゃなくて、これは区の提案ですからね、あくまで。

ちょっと聞きますけど、バリアフリーの話もありましたけど、じゃあ、バリアフリーって、どこからどこまでやってくれるんですか。地上からどこまでやってくれるんですか、バリアフリー。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 バリアフリーに関してですが、地上から地下鉄入り口のところまで、エレベーター、エスカレーターを整備するというところを指しております。

○岩田委員 ということは、ホームからじゃないんですね。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 改札から先、ホームまでの区間に関しては、今回で言うと、あくまでも事業者、東京メトロが対応すべきところであるというふうに考えております。ただ、一方で地上から改札までの区間、今回の開発で、もしバリアフリーとして整備ができれば、それについては、メトロのほうに対しても、それをもって整備を促していけるという点はあるのかなというふうに考えております。

○岩田委員 ということは、今までバリアフリー、バリアフリーと言っていたけども、ホームからじゃなかったら、例えば車椅子の人なんかは全然バリアフリーじゃないわけですよ。それで今後、それはちょっと協議していくのか、お願いするのかということであって、確実じゃない。だから完全なバリアフリーじゃないということですよ。そこをはっきりしてください。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 今回の開発で見るのは、あくまでも今ご説明をしたとおり地上から改札ということになります。これが決定をするということであれば、それをもってメトロに対して、地上部分までのバリアフリーは実現する見込みが立ったと。ついでにはメトロについても、いろんな方が不便なく利用できるように整備をしてほしいというような促し方ができるものと考えます。

○林委員長 今回のメトロのは、何でしたっけ、依頼工事じゃなくて、請願工事と〇〇工事とかと、平河町にトンネルを掘ってそのままの塩漬けのが千代田区にもあるんで、要は工事の事業者がお金を出せばどこまでできるのかと、ちょっとやり取りを分かりやすく、請願工事はここまでを、お金を出せばできますよと。エリアの領域設定も、地下までの、ホームまでできるのか、改札フロアまでなのかというのを、ちょっとやり取りを資料化してもらわないと、やれ、やるな、と、やっぱり100点を目標せ、いやいや51点でいいです、というやり取りになっても仕方がないんで、いいですかね、次回で。

○岩田委員 はい。

○林委員長 次回までにご用意、ちょっと請願工事等々の用意しますというので、対応するしかないかなと思いますので。あくまでもお金を出すのは、日本テレビさんのホールディングスになってくるわけですよ。区が幾らオーダーをかけれるといっても。そこも含めて、（発言する者あり）お金のやり取りのものを含めて。どのぐらいの金額か分かりませんが、次回までというのを答えさせていただけますか。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 改札より中の部分に関しては事業者のほうで対応するというのは、先ほど申し上げたとおりです。そこについて、こういった対応ができるかということに対しては、改めてご説明できるよう準備をさせていただければと思います。

○林委員長 ある。もう少しありますか。二つ。

では、岩田委員。

○岩田委員 あと容積率の話もありました。700%とか七百何十%とか。別に消化しなくてもいいと思うんですね、正直。これ、高さとかも、80メートルいや、80メートルにしなくてもいいんじゃないですか、もっと低くても。それこそが一番の地域貢献ですよ。そういうふうになっている人もたくさんいます。

それで、それはそこでおしまい、2個目。意見書の話にまた戻りますけども、2024年1月5日から1月19日まで意見募集がありました。それに関して、2024年1月6日に、二番町町会の町会長名義で、町会員に対して町会の封筒を使用し、反対の方に負けないように意見書を出していただきたいという、賛成の意見書の提出を求める文書が出されていた。その文書が町会の同意を得たものかは不明です。分かりませんよね。そもそも町会は千代田区の補助金交付団体であり、公正な立場が求められていますよね。その公正な立場であるべき補助金交付団体であるこの町会の町会長の立場で、賛成の意見書提出を呼びかけたことの影響は非常に大きく、その影響を受けて提出された意見書については、有効性に疑問があると思うんです。それはやはり、これは早急に調査をして実態を明らかにするとともに、都市計画法17条2項に基づく意見書のやり直しをするべきなんじゃないかなと、そのように思っておりますが、区はどういうふうに考えていますかね。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 1点目の容積率の消化に関しましては、やはり今回、事業者がやる計画というところもありますので、事業性をどう担保していくかという

ことを考えることも重要であるというふうに認識をしています。そうした意味で、容積率を消化した上で、ではどういった地域貢献ができるかという観点で検討していただいたものが、現在は出てきている計画案と、そういった理解をしております。

2点目の賛成を求める署名が町会主催で行われたという点に関しましてですが、こちら、実態がどうであるかということについては認識をしておりますが、あくまで依頼を受けて署名をする、しないということに関しては、その方がどういうご意見をお持ちかということ次第かなというふうに思いますので、これに関しては、仮に署名を基に出された意見書であっても、他のものと同様の取扱いを、先ほど申し上げたとおり、行いたいと考えます。

○岩田委員 容積率を消化した上で課題解決と、いや、それは逆じゃないですかね。ルールを守った上でやるのが課題解決であり、地域貢献なんじゃないですか。容積率を消化するのが前提というのは、それはおかしいですよ。

で、この意見書の話。それは何か区も何か開発に前のめりで、開発したいみたいですけども、巨人阪神戦で巨人ファンの審判が、これはアウトかな、セーフかな。セーフです、セーフですと。いや、それはどう見てもアウトでしょと。疑義があると言っているのに、セーフです、セーフですと言って、誰がそんなのを信用できるかという話が前の記事で出たんですよという話ですよ、分かりやすく言うと。何だったらちゃんと明らかにするべきですよ、これは。さっきも言いましたけども、逮捕者まで出ちゃっているんですから、みんな疑いの目で見えていますよ。ここははっきりするべきですよ。どう考えていますか。

○林委員長 じゃあ、ちょっと、まず容積については、区有地は入っていないんで、私有地ですから、最大容積の中でどうされるかというのは所有者の方がお決めになることで、別に10%の容積で建ててもいいし、満額で900%、違う、700%。うん。だったら700%ですし。あんまり軽々に今のお話、次回までにちょっと精査をさせていただいて、併せた形でやり取りを、審査も、お答えがばすっとできるんだったらいいですけど、長くなるんでしたら。

○岩田委員 ばすっと。（発言する者あり）

○林委員長 「ばすっと」って、険悪になるんだったら次回にしてもらわないとあれですし、ヒートアップしないように冷静に行けるんでしたら。

○はやお委員 冷静でいいんだけど、それがきつときもあるから。

○林委員長 そうなんですよ。僕も、さっき冷静にやったつもりですけど、ちょっとあれだったんで。

一応、じゃあ、担当部長、どうぞ。

○加島まちづくり担当部長 二番町の町会さんがどういう形で意見を出されたかといったところは、ちょっと私も把握はしておりませんが、先ほどからご説明しているように、意見の要旨、それがどうだったかといったところですので、どういった意見が出されたかといったところが大事なかなというふうに思っております。（発言する者あり）

○林委員長 まあ、ちょっと次回で。いや、ジェスチャーされてもあれなんで、ちょっといろんなケースも含めて、資料の精査もやるというお話がありますので。ただ、100点満点はなかなか難しいということしか私は言っていないので、べき論が無理だとは言っていないので。ということで、いいですかね、ちょっと……

○岩田委員 今、答弁をちょっと間違えていたんで、僕、1個いいですか、ちょっと。最後に、本当にすぐ終わります。

○林委員長 最後。はい、岩田委員。

○岩田委員 町会さんが出したじゃなくて、町会長がその名義で出しているというのが問題なんじゃないのかと言ったんですよ、僕。

○林委員長 含めてですよ。

○加島まちづくり担当部長 その事実そういった形なのかどうかということも、私たちは存じ上げていませんけれども、先ほどから申し上げているとおり、その中の意見がどうだったかと、論旨ですね、そこがどうだったかというのが大事なので、その意見を大切にするといったようなところかなと思います。

○林委員長 これも岩田委員しかちょっと承知していない事案ですので、ちょっといろいろ共有させていただきながら、次回以降の陳情審査で取扱いをしていきたいと思えます。

○岩田委員 はい。分かりました。ありがとうございます

○林委員長 ということで、いいですかね、本日は。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 大変駆け足で。

で、本件12件の陳情の取扱い。

○春山副委員長 21件。

○林委員長 21件。失礼しました。21件の陳情の取扱いについてなんですが。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。それでは、本件21件の陳情につきましては、継続の取扱いとさせていただきます。

二番町地区のまちづくりの陳情審査及び報告事項について、終了いたします。

以上で、日程1、陳情審査を終了いたします。

ちょっと休憩します。トイレ休憩。

午後4時38分休憩

午後4時48分再開

○林委員長 では、委員会を再開いたします。

2、報告事項の(2)千代田区ヒートアイランド対策計画の改正について、報告をお願いいたします。

○山崎環境政策課長 それでは、千代田区ヒートアイランド対策計画の改正について、ご報告をさせていただきます。環境まちづくり部資料2-1に基づいてご説明いたします。

まず概要としましては、平成18年度に千代田区ヒートアイランド対策計画を策定してから17年が経過しております。これまでのヒートアイランド対策の効果の検証及び現状調査等を行い、その結果を踏まえて計画の改正を行うものであります。

経緯としましては、こちらの資料のとおり、学識経験者5名を含めたヒートアイランド対策計画見直し検討部会を令和3年度に設置し、これまで7回実施してきました。その際にはオブザーバーとして、庁内の危機管理部署、熱中症を担当している部署、まちづくりを担当している部署等、ヒートアイランド対策に関係のある部署や周辺区にも参加していただいております。そして、令和3年度より、現状調査及び検証の実施、改定素案の作成

等を行ってまいりました。

これまでの進捗状況につきましては、昨年度までは企画総務委員会で、今年度は環境まちづくり委員会において報告させていただいております。

次に、現計画の評価としましては、現行の21の施策に対して、ヒートアイランド対策実施箇所の検証、衛星画像からの検証、3D都市モデル「PLATEAU」などによる検証など様々な評価方法を行って、ヒートアイランド現象への具体的効果を確認しております。そして、確認できた施策及び具体的効果の確認が難しかった施策を評価しました。この丸、二重丸がそうですね。ただし、具体的効果の確認に至らなかった8施策についても、地球温暖化対策などのヒートアイランド現象の緩和効果が期待できることから実施を継続することとの判断をしております。

次に、次のページに行きまして、主な改正内容としましては、現計画のヒートアイランド対策を見直し、施策別だけでなく、建物や公園、道路などの用途別の対策、また地域ごとの特徴や現状を踏まえ、まちづくりの視点を加えた地域別のヒートアイランド対策を追加しました。

資料2-2の改定素案、こちら厚いものですね。こちらのほうの14ページをご覧ください。施策別として、こちらに書いてありますとおり、被覆、緑化、水面の保全、その他としてドライ型ミストや打ち水、熱中症、人工排熱対策としております。新規の対策として緑化の中にレインガーデンを加えております。また、その他の中でひよけ、情報発信、マネジメントなども新規の対策として加えております。

また、次のページをご覧ください。17ページからですね。新たに用途別として、建物で言いますと、事業所や、次のページ開いてもらって、集合住宅、学校や保育園などの子どもの施設などの建物、あとは公園、道路、水辺などの用途別にヒートアイランド対策を示しております。

そして、22ページのほうをご覧ください。まちづくりにおけるヒートアイランド対策として、建物の建て替えや大規模開発の際に、開発諸制度を活用し、各暑熱対策を実施するとともに、緑地の創造によりグリーンインフラの設置や、街区や敷地ごとに実施される緑化をつなげる取組など、ハード面におけるヒートアイランド対策を進めていくことや、地域のマネジメントなどの取組、こちらにヒートアイランド対策を活用するなど、ソフト面からの対策を含めて、地域の特性と課題を踏まえて8地域別のヒートアイランド対策を示しております。それぞれの地域の対策としては、例えばですけど、25ページをちょっと見ていただきまして、上から二つ目ですが、こちらの麴町・番町地域におきましては、夜間人口の増加率が高いということから、住居用建物の新築などの際に「千代田区建築物環境計画書制度」や「千代田区緑化推進要綱に基づく緑化計画書の届出」により、建物の省エネ化や緑化などを進めていくこと。また下から二つ目の外濠についてというところで、東京都と協力しながら外濠の水質改善を図っていくことということをヒートアイランド対策として推進することなどを示しております。その他の地域についてもそれぞれの特徴に合わせて対策等を示しております。

すみません。時間がありませんのでお時間があるときにご覧になっていただければと思います。また、改定素案の内容を抜粋した資料2-3のちょっと薄型のものでですね。こちら概要版も作成しております。こちら改定素案の中を抜粋してまとめたものですので、ま



たお時間あるときにご覧になっていただければと思います。

資料2-1のほうにお戻りください。次に、ほかの計画との関連としましては、千代田区第4次基本構想の分野別計画であり、千代田区地球温暖化対策条例に基づき策定された千代田区地球温暖化対策地域推進計画2021ですね。こちらは地球温暖化対策の取組の集約をした計画であり、その中にこのヒートアイランド対策計画も含まれるというところでございます。ヒートアイランド対策の方向性を示す計画というふうに本計画はなっております。また、そのほかの環境関連計画やまちづくりに関する計画とも連携しております。

次に、推進体制でございます。区長を本部長とする地球温暖化対策推進本部に進捗状況を報告し、チェックをそのたびにしつつ、関係各署と連携しながらヒートアイランド対策を推進してまいります。

最後に、今後のスケジュールとしましては、2月5日から2月の19日までパブリックコメントを行ってまいります。その意見を反映し、3月下旬に千代田区ヒートアイランド対策計画の改定を行ってまいります。なお、パブリックコメントの実施後において、必要に応じて、またこちら常任委員会のほうへのご報告のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

ご説明は以上になります。

○林委員長 はい。説明が終わりました。委員の方、何かありますか。

○小枝委員 ちょっと細かいところは触れられませんが、前回言わせていただいたところで、測定の日程のことについては、平成15年は8月23日の土曜日の12時で、令和4年は7月24日日曜日の13時ですね。ということについて、コロナ禍の日曜日ということであれば、超高層オフィス街も在勤者がいなかったであろうというところの補正をしてもらいたいというようなことも言ったんですが、今日のところはこの日にちをちゃんと誠実に書いてくれた。この間は書いていなかった。今回は書いてくれたということをもっと一応お礼を申し上げたいと思います。その上で、こういう残念ながら非常に世の中が激しく動いているときの土曜日と、コロナで誰もオフィスに行かないだろう日曜日の大丸有を測定したことによる、これはもう今言ってもしょうがないんだけど、誤差というか、その見立ての違いについて、何か専門家の先生で、そういうデータの補正とか読み方の補正をどうしたらいいかという、そういう専門家はこの会議体にはいないんですか。つまり誤解を招くんですよね、同じようには。限界はあると思うんですけど、そういう先生はいないのかな。

○山崎環境政策課長 皆さん、こういったヒートアイランドの分野等では専門家であらせませす。また、曜日が違うというところでも、昨年度なども議論になったところではありますが、ここの部分については、本当に同じタイミング、同じ条件で比べるのはなかなか難しいというところで、それぞれを相対的に比較していけば十分比べられるんじゃないかというふうな話になっております。また、恐らく事業として、そこで人が休みの日なのかそうじゃない日かと比べたときに、問題になってくるのは人工排熱の部分になってくるのかなというところが主だというふうにも考えておりますが、こちらは基本的には表面の温度の熱分布ということになるので、要は表面の素材といいますかね、状況がどういふふうなものなのかと、それに対してどういふふうな熱分布を示すのかというところになってくるかというふうに見ております。そういった意味では、こちら十分に比較の

ほうの対象になるかと。ただ、おっしゃるとおり、できるだけ同じような条件でできるものであれば、今後はそのような形で進めていきたいというふうに考えております。

○小枝委員 そうですね。そここのところを測定日の気候条件の背景、特に真夏にやっているから、そこはどこかに書いておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですね。そうすることによって、今回これをやり変えろとは言えないわけだから、そういうことをちゃんと社会的背景、人の動きの背景というものは書いておいたほうがいいんじゃないかということのご意見を申し上げます。

あとは、千代田区は定期的に、何というんですか、宇宙からですか、どこからですか、かなりお金をかけて撮っているわけですよ。で、次はいつ撮る予定になっていますか。6年に一度とか7年に一度とか。

○山崎環境政策課長 今回、航空写真ですとか、あとは衛星の画像とかを使ってやっております。定期的に何年に一遍というところまではなっていませんが、やはり……

○小枝委員 いやいやいや、定期的に撮るんだよ。

○山崎環境政策課長 恐らく、そこは緑の関係でしたら7年、8年に一遍上空から撮っているということがあるんですけど、このような熱分布ということになりますと、恐らくある程度すぐに数年で撮ってもあまり変化がないということもありますんで、ある程度ちょっと次の、例えばこれの計画の期間のタイミング、切替えのタイミングとか、そういったところで……

○小枝委員 いやいや、それはのんきだよ。

○山崎環境政策課長 できたらというふうにはちょっと今考えてはいるところで、まだ決まってはいません。

○小枝委員 最後ですけど、ヒートアイランド問題は都市住民にとっては生存に関わる問題で、また地球環境にとっては大きなエネルギーを放出している温暖化という問題があるので、これはもう都市住民としてはもうしっかりと取り組んでいかなきゃいけないということを考えると、たしか前任の課長のときには7年ごととか、それで1回撮るのに500万とかね、もっとすごいんですけど、そういう金額をかけてでもやるんだということはずっとおっしゃっていたんですよ。そして経年の変化をちゃんと測定していく。そのときには背景条件をちゃんと整えて、今回、本当にコロナは誰にも止められない、しょうがないことだけれども、そこを次にできるだけ早く、そうした数値をちゃんと客観的データを取っていくということで予算化もしっかり取っていただきたい。それはもう都市住民の生存のためであり、健康のためであり、課長の前任の職場の課題のためでもあり、また地球環境のためでもあるので、ぜひ早めにそういう作業に取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○印出井環境まちづくり部長 今、小枝委員からご指摘いただきました。環境政策に関わるこうした調査については、緑被の状況の調査とか、今回のような形での地表面温度の測定とか、そういったものを実施しております。以前にも申し上げましたけれども、我々環境政策関係の計画が様々先駆けてやってきた経緯があるので、かなり細分化、ヒートアイランドですとか、生物多様性ですとか、気候変動に対する適用計画とか、様々ある中で相重なっている部分がありますので、それらを今後どう総合的に連携して取り組むのかというのも一方で課題もありますので、その辺も含めて、調査の在り方というのは検討してい

かなきゃいけないというふうに思っています。ただ、いずれにいたしましても、一定の期間、先ほど課長がご答弁申し上げましたとおり、いずれの機会かにこういった計画の見直しという機会があるかなというふうに思っていますので、その際にはそういった調査についてはしっかりしていく必要があるというふうに認識をしておりますので、その辺りを含めてご理解を頂きたいと思えます。

○小枝委員 やらないという答弁ですね。やらない。

○林委員長 春山副委員長。

○春山副委員長 ヒートアイランド対策の中に何度か提言をさせていただいてきたレインガーデン、グリーンインフラも今回盛り込んでいただいております。また、1点目の開発諸制度の活用など、街区や敷地ごとに実施される緑化の取組で緑のネットワークをつくっていくということも加えていただいたことにありがとうございます

確認なんですけれども、住居用建物の新築などの際に千代田区建築物環境計画書制度や、千代田区緑化推進要綱に基づく緑化計画書の届出等により建物の省エネや緑化などを進めていきますというふうに書いていただいているんですが、この、例えば番町地区を見ただけで、総合設計制度、ここ21件ある中で、公開空地が明らかにコンクリート舗装されているところはこれを見ても表面温度ランクが高くなっていて、どちらかというところ完全に緑化をしているような公開空地はやはりブルーになっていると。明らかに公開空地の性質がこの表面温度ランクに表れているということも含めて、これからの開発諸制度、総合設計制度も含む空地の造り方の在り方の要件というのをやっぱり千代田区からきちんと見直していくということに取り組んでいただきたいと思いますんですが、いかがでしょうか。

○山崎環境政策課長 総合設計制度の中でも、当然緑化等を盛り込んでいくところもありまして、そうじゃない場合でも、普通に建物を建て替える場合でも、千代田区の要綱のところですけど、緑化指導というのも環境政策課でも行っております。なので、その中で、総合設計のもので大きなものも含めて、一応緑化の指導というのも行ってまいりますので、そういったこともちょっと積み重なって、緑被率というのも、今回、前回に比べて数ポイント上がっているということもありますので、引き続き緑化のほうに関してはしっかり進めていきたいというふうに思っております。

○印出井環境まちづくり部長 ちょっと、環境まちづくり部長で補足してご答弁を。

今、環境政策課長の立場から緑化指導の観点において、より効果的なのという答弁を差し上げたと思えます。春山副委員長のご質疑はこれまでも代表質問でも頂いておりますけれども、緑化指導だけではなくて、例えば総合設計制度において、敷地単位ではなくて周辺も含めたということかなというふうに思っています。そういったことについては、ここで書き込むことによって、今後の加島部長のラインで進める様々な建築計画や再開発等の中で、この計画を踏まえて周辺地域と連携してというような形でこの計画の実効性を高めていきたいと。併せてそういった都市計画手法や総合設計を使わない一般の建築におきましても、住環境整備の指導要綱の対象になるものについては、これは住宅課の所管ですけども、やはりこういった視点から周辺との連携ということについて指導をしていくべきよりどころとして、今回、随所にそういった表現を盛り込ませていただいたということでありますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○春山副委員長 ありがとうございます。

先ほどの二番町の地区計画の中でもあったように、地域課題、本当に緑が少ないというのが地域課題の中で、個別の建物の更新に合わせてコンクリート舗装面が増えていくというのではなくて、逆に緑化が増えていく、緑の空間が増えていくというようなまちづくりをしっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。これはご意見です。

○林委員長 よろしいですかね。

○春山副委員長 はい。

○林委員長 いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、次の報告事項（3）錦華公園改修工事について、報告をお願いいたします。

○神原道路公園課長 錦華公園改修工事に関する変更についてご報告させていただきます。環境まちづくり部資料3をご覧ください。

1の工事概要は資料記載のとおりでございます。

2の変更理由です。改修工事に当たりまして園内を掘削したところ、コンクリート塊やレンガ、鉄材等の地中障害が多数混在していたことにより、撤去や処分に想定以上の費用や工期が必要となりました。また、地中障害の影響により、園内に設置されておりました人工のせせらぎ水景施設の改修を予定しておりましたが、当初の設計どおり配管を設置することが困難となり、圧送ポンプの追加や分電盤の変更が必要となりました。状況につきましては資料の裏面に地中障害をお示ししております。ご確認くださいと思います。

3の変更の概要です。地中障害の影響に関しましては、これまででもできる限り全体工期の中で収めるよう現場の進捗管理に努めてまいりましたが、現在の工期内での完了が困難であることが見込まれることから、1か月ほど工期を延伸させていただきたいと存じます。また、地中障害の撤去、処分及び水景施設の変更による約8,200万円の増額変更の見込みとなっております。

資料の最後に参考としまして、当初常任委員会に報告させていただいた説明の資料を添付させていただいております。

工事に関しましては遅れが生じること、増額変更が行われることということもございまして、今回、工事の進捗状況を報告させていただくとともに、第1回定例会において補正予算の提案を予定させていただいております。何とぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上です。

○林委員長 はい。報告が終わりました。委員の方。

○小枝委員 2点、簡単に。1点が補正予算ということなんですけども、1点はちょっと全然かわいい話なんですけど、せっかく子どもたちの学校のところでできるのであれば、樹木に名前、プレートをつけるということで環境教育のような形にしたらどうかというのは、ぜひ大したお金がかからないことなので取り組んでいただきたいというのが1点。

それと、近隣の方がどうしても夜間の大騒ぎによって眠れないというか、ということで、鍵をかけるみたいなのがいいことだとは思わないんですけれども、そういう要望があったときに、外と区域が分けられるような造作というんですかね、準備みたいなものも意識しておいたほうがいいんじゃないかなというような声があるということを一応お伝えをして

において、物事はすぐには進まないの、可能な限りどこかで視野に入れておいていただけたらなというふうに思います。

○神原道路公園課長 1点目の樹木のネームプレートにつきましては、少し懸案といえますか、検討させていただきたいと思います。

2点目につきましては、ハード面での対応となりますと時間がかかるのかなというのがございますので、もしそういった事象が起きたときは、道路公園課の夜間パトロールですか、安全・安心パトロールというものとも連携しながら、ソフト面での対応も考えていきたいというふうに思っております。

○林委員長 よろしいですか。

ほかの委員の方、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 では、次の報告事項（4）の神田警察通りⅡ期工事についてですが、これ、2月1日というか、次回——次回ですね。失礼しました。次回の委員会で、改めてちょっと資料を精査した上で、報告と確認をさせていただきたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、報告事項の（5）千代田区食品ロス削減推進計画（案）について報告をお願いいたします。

○柳千代田清掃事務所長 それでは、千代田区食品ロス削減推進計画（案）につきまして、環境まちづくり部資料5に基づきご報告をいたします。

昨年の6月の当委員会にもご報告いたしましたとおり、今年度、千代田区清掃事務所では食品ロス削減推進計画の策定に取り組んでおります。本日は、同計画の案を取りまとめましたのでご報告をするものでございます。

報告資料ですが、3点ございます。資料5-1としまして計画案の概要版、資料5-2としまして計画案の本文、資料5-3といたしまして計画の資料編としまして食ロスに関する実態調査というものをご用意させていただいております。

計画の策定に当たりましては、まずは千代田区における食品ロスの実態把握としまして実態調査を行いました。その調査の結果を踏まえまして、千代田区の食品ロスの現状と課題を整理した上で、食品ロス削減の基本方針と、区民、事業者、区の役割、食品ロスの削減目標等を定め、その目標等の達成のための施策等について整理をしております。それを全庁横断的に食品ロスの削減を総合的に推進するために設置しました庁内検討会での検討、食品ロス削減に造詣の深い学識経験者4名によるアドバイザリー会議でご意見、ご指摘を頂き、さらには一般廃棄物現状等推進審議会、地球温暖化対策推進懇談会でのご意見、ご指摘を踏まえて取りまとめた計画素案を年明けの首脳会議にお諮りして、本日計画案としてお示しをしておるものでございます。

計画概要をご説明いたします。資料の5-1の概要版をご覧ください。

まずは、1の計画の基本的事項でございます。計画策定の背景と目的ですが、食品ロスとは本来食べられるものにもかかわらず廃棄される食べ物のことであり、食品の生産・製造・販売・消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しております。食品ロスの発生は、貴重な資源の無駄となるとともに、食品の生産・流通・消費・廃棄にかかる過程で不要な温室効果ガスが発生するため、気候変動などの地球規模の環境問

題の大きな要因となっております。本計画は、区民・事業者・行政が一体となって食品ロスの削減の取組を進めることにより、廃棄物の削減と気候変動問題の解決に資することを目的としております。

この計画の計画期間でございますが、令和6年度から令和12年度、2030年までの7年間としております。これにつきましてはSDGs（持続可能な開発目標）ですとか、国の食品ロスの削減基本方針、東京都の食品ロス削減推進計画との整合性を考慮し設定したものでございます。なお、計画期間中の社会情勢の変化、関係法令等の動向等を踏まえ、計画期間中においても見直しを検討するものとしての位置づけをしております。

計画の位置付けですが、国による第四次循環型社会形成推進基本計画及び食品ロスの削減推進に関する基本的な方針、この方針などを踏まえ、各種関係法令及び通知等の内容との整合性のある計画。それと千代田区一般廃棄物処理計画、ゼロカーボン千代田宣言及び千代田区地球温暖化対策推進計画など、千代田区における既往の関連施策との整合性のある計画としております。

食ロスの現状と課題でございますけれども、2番の食ロスの現状と課題でございます。区内の食品ロスの排出量を推計しております。家庭系の燃やすごみの組成分析調査ですとか、区民・小規模事業者・大規模建築物アンケート調査等により推計をいたしました。こちらにつきましては、詳しくは資料編の資料の5-3をご覧くださいと思います。結果としまして、区内における家庭系、事業系の食品ロス量は約1万2,207トン、これ、令和4年度での推計でございます。そのうちの約96%が事業系の食品ロスと推計されております。同じく食品ロス削減に向けた課題としまして、組成分析調査ですとか、先ほどの区民ですとか小規模事業者・大規模建築物アンケート等により課題を整理いたしております。

柱としては三つ、一つは、家庭系食品ロスの削減。家庭系食品ロスの多くは「直接廃棄」が多いということで、この円グラフの図のBに示すように、燃やすごみのうちの厨芥ゴミのうちの食品ロスが6.1%、そのうち手をつけずにそのまま捨てられている食品が5%あるということでございます。

あと、事業系食品ロスの削減という柱としましては、事業系生ごみはオフィスビルに入居しております飲食店、店舗、ホテル・結婚式場を中心に排出されているという実態が分かっております。これは、円グラフのAをご覧くださいと申しますと、オフィスビルにおいて7,700トン、57.9%がオフィスビルから出ている食品ロスということが分かりました。アンケート調査等で分かりましたこととしまして、個々の店舗では、小規模事業所も含め、食ロスの削減の取組が一定程度行われてはいますものの、消費者サービスとの関係などから実施に踏み切れないというような傾向も分かってまいりました。その他、食品ロスに関する情報発信・コミュニケーションにおける課題についても、記載のとおりまとめさせていただいております。

続きまして、食品ロスの削減の基本方針でございますが、区民・事業者・区の連携・協働で食品ロスを削減し、「循環型経済」（サーキュラー・エコノミー）の確立と温室効果ガスの削減を目指すというものとしております。それに伴いまして、各区民の役割、事業者の役割、区の役割についても記載のとおり整理させていただいております。

具体的に、この計画の目標でございますけれども、食ロスの削減目標としましては、令

和12年、2030年度までに平成10年、いわゆる2000年、2000年から2030年にかけて食ロスを半減するという目標を掲げさせていただいております。これにつきましては、国の基本方針、東京都の食品ロスの削減推進計画、こちらにつきましても2000年度比で2030年度までに食ロスを半減するという目標と考え方を整合性を取らせていただいております。

ご覧のように、令和4年度の食ロスの量が、こちらに裏に記載のとおりでございまして、2000年度につきましては、この当時、まだ区のほうに清掃事業が移管したばかりということでございまして、その当時の区における食ロスについては推計というより想定という形で求めさせていただいております。そうしますと2万180トン、その半減ということで、2030年度の目標値は1万90トンということでございます。具体的には、またさらに令和4年度の実績から比較しますと17.4%の削減目標となります。この削減目標に伴いますCO<sub>2</sub>の削減効果は975トンというふうに推計されます。その他、食ロス削減におきましては意識醸成が大変重要だというふうに考えてございまして、区民の意識の目標ですとか、事業用大規模建築物における取組目標についても定めさせていただいております。

これら目標達成をするために、4番でございますけども、削減のための施策について整理をさせていただいております。こちらも柱としましては、家庭系食品ロスの削減と事業系食品ロスの削減、その他、区の率先的役割と先進事例の研究ということでまとめさせていただいております。計画の推進体制につきましては、庁内に設置しました横断的な検討会の中で組織で進捗管理をさせていただきます。進捗管理の方法としましてはPDCAはもちろんのこと、地球温暖化推進の懇談会、一般廃棄物減量等の審議会、みらいくる会議等において、専門的な知見を有する学識経験者、事業者、区民等からの意見を聴取しながら進めてまいります。

それと、毎年提出義務のあります大規模事業建築物の再利用計画書ですとか、組成調査を通じて区内で発生する食ロスの発生状況を把握してまいります。

食ロスの計画案に関するご説明は以上となりますが、今後のスケジュールといたしまして、パブリックコメントを実施いたします。2月の5日から20日を予定しております。その結果につきましては、当常任委員会にもまとめ次第ご報告させていただきます。

ご説明は以上でございます。

○林委員長 はい。報告が終わりました。委員の方、何かございますか。

○小枝委員 取組を始めることはすごくいいことだと思いますが、これにすごく不足を感じるの、地図情報なんですね。例えばフードパントリーであるとか、食ロス自販機とか、いろんなことをやろうとしているんだけど、例えば古布だったら、うちは西神田の地下とか、あそこだったら神田公園の地下とか、持込み場所の地図があるわけですよ。これには全然その地図情報がないなというのは、やっぱり生活はエリアで生活している。もちろん事業所もそうだと思うので、どこが拠点で、どこがエリア設定なのかというのがもっと分からないとたたき台としては進みづらいんじゃないかというふうに思って、全部オール千代田になっているので、そこはどうですか。

○柳千代田清掃事務所長 今回の計画につきましては食ロス削減の推進のための考え方を示させていただいたものでございます。この計画に基づいて、今後、前回当委員会にもご

報告しましたように、フードドライブですとかパントリーとか、そういったものの拠点もこれから整備していく中で、そういった拠点のマップについては、また別途区民の方に分かりやすいようにお示しできればと考えております。

○小枝委員 それはこれからなんですね。一番の拠点になるのは清掃事務所ですか、センター。

○柳千代田清掃事務所長 この計画の推進としましては、もちろん清掃事務所を事務局としてこちらで作成しておりますし、この食ロス削減をするためには横断的な取組が必要ということで、組織を今年度立ち上げましたので、そういった中で推進させていただければと思っています。

○小枝委員 何か。ちょっと頭の中の概念だけなんですよ。人が動く、物を動かすというときには、どこが拠点施設で枝、ランチになるのがどことどこという、そういう説明は必要じゃないですか。

○柳千代田清掃事務所長 先ほどのフードドライブ事業とか、そういったものについては清掃事務所が拠点という形でやらせていただいて、それぞれの事業において、どこが中心になるかということがあるのかなと。

○小枝委員 そのところが載っていないと。

○林委員長 ちょっと受け止めて、いろいろ、中に地図を挟むとかページを増やすとかで対応できるんだっただけですし、できなければ、毎年度いろいろ区民の年度ごとに増えていたり減っていたりするでしょうから、柔軟な対応ができますかということで。

○印出井環境まちづくり部長 今の小枝委員のご指摘です。現状はフードドライブ事業について清掃事務所がコーディネート的な役割を果たしながら、社会福祉協議会との協力あるいはNPOとの連携を通じてマッチングをしていくというような仕組みになってございます。これをさらに展開して、より広範かつ適切な食品ロスのマッチングを行う上で拠点的な機能が必要かどうかということについては、具体的な物理的な場所的なものが必要なのか、それとも情報プラットフォームみたいなのが必要なのか、それともコーディネートする役割としての清掃事務所並びにそれに類するような組織が必要なのかについては、現時点ではちょっとうまく整理してございません。個々の取組を今円滑に進めていくという中で、今回動きながら考えていくということですが、基本的にここに示されたようなフードドライブ、フードシェアリング、フードパントリーということを進めていく上では、ご指摘のようなことについてももしっかり対応していかなければならないと思っていますので、今後引き続きこれを具体的な施策に進める中で、当委員会にもご報告しながら展開をしてまいりたいというふうに考えております。

○林委員長 いいですよ、春山副委員長。あ、こっち、ごめんなさい。

○春山副委員長 1点、ちょっとまだ、中が全部把握できているわけではないんですけども、これを本当に推進していく上で、千代田区、事業系の食品ロスがすごく多いところで、大丸有で、今、食品ロスの削減推進計画がエリアマネジメントとしてどういうふうに取り組んで、今後どういう方向性に行くのかというのをちゃんと区として把握していく必要があるんじゃないかと。それだけじゃなくて、それ以外のエリアマネジメント、この間外神田の懇談会のところでも清掃事務所が入るところで、そのエリアマネジメントの方向性について少しお話しいただきましたが、それ以外にワテラスであるとか、



今後のエリアマネジメントも含めて、どういう、エリアマネジメントは単純ににぎわいだけではないと思うので、こういった食品ロスの削減というのをどうプログラムに落とし込んでいくかという連携もすごく必要ではないかなと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○印出井環境まちづくり部長 ちょっとエリアマネジメントの関係もあるので、清掃事務所長を補足するような形でご答弁申し上げますけれども、もしかしたら春山委員もご存じかなと思うんですが、やっぱり大丸有協議会等の中では既にかなり先進的な取組をしております。あのエリアの中でのドギーバッグですとか、MARUNOUCHI TO GOプロジェクトですとかというような形で進めておりますので、我々としては大丸有エリアでできることについては、彼らの知見を共有しながら、それこそ神田エリア、番町・麴町エリアとかで、もう少し基礎自治体として区民に密着した規模でできるかどうかということについては、逆に勉強していきたいというふうに思っておりますし、大丸有エリアについては、さらなる先進的な取組について我々と協働しながら進めていくということにつきましても引き続き一緒に検討していきたいというふうに思っています。

○春山副委員長 そういった意味で、ほかの基礎自治体ではエリアマネジメントの団体を上でミーティングする、つないで、それぞれの知見を情報共有するような全体会議的な仕組みもあったりするので、やっぱり大丸有という先進的ないろんな取組が千代田区全体のほかの地域に広がっていきたくないというのが一つの課題かなと思うので、その辺しっかりと取り組んでいただきたいなと思います。

○印出井環境まちづくり部長 副委員長おっしゃるとおりで、まさに今後、外神田の開発の中で、大規模な民間のビルと清掃事務所が連携して、秋葉原地域におけるエリアマネジメントの一つの重要なテーマで食ロス、フードドライブとかフードシェアリングとかに取り組むというようなことも我々としては今後考えていく課題かなというふうに思っております。そういった一つ一つの事例を積み重ねることによって、プラットフォームを形成して、ほかの地域にもうまく展開できるような、そんなことを今検討していて、ここの文字づらの中ではフードシェアリングとか、そういう個々の事業というふうに考えておりますけれども、環境まちづくり部として、まちづくりと環境政策が一緒の組織でやっているというところのメリットを生かしながら進めていきたいというふうに考えております。

○春山副委員長 はい。ありがとうございます。

○林委員長 はやお委員。

○はやお委員 本当に手短かに。6月30日のときに、確かに食品ロス削減推進計画の策定ということで、たしか質問したと思うんですが、ここの食品ロス削減の推進に関する法律というのが消費者庁から出ているよねという話をして、そしてこれは様々な切り口があるだろうと。どっちかという、清掃事務所がやっちゃいけないということではないんですが、かなり清掃事務所となるとアウトプットの一番最後のところの下流のところになる。そこのところがやっていて、そして何かといたら、普通消費者庁といたら地域振興だろうね。それであと、こういうような啓発活動となると教育だよねと。だから僕は組織的にどういうふうに有機的に関わっていくのかというのが、絵図が見えないと、また、確かに今環境政策がこっちのほうにあるからそこのところだろうというけど、この有機的な組織の推進体制というのが見えないんだけど、何かここに書いてありますとかと、僕ち

よっとうとうとしながら聞いていたからさ、この辺のところをどういうふうに考えているのかお答えいただきたい。

○柳千代田清掃事務所長 今お配りした手っ取り早いところでは、概要版の4ページ、先ほども私も早口で話しちゃって大変恐縮だったんですけど、大きな5番の計画の推進体制という中で、「千代田区食品ロス削減施策の推進に係る庁内検討会」というものを昨年要綱も立てて設置しました。こちらのメンバーとしましては、各部横断的にまちづくり部も含め、子ども部、保健福祉部、地域振興部、政経部も入った形での検討組織としてつくり上げております。こちらの検討会におきましては、区における食ロスの現状を把握し、その食ロスの削減を総合的に推進するための推進体制の組織というふうに位置づけております。

○はやお委員 申し訳ない。きつい言い方をすると絵に描いた餅というか、こういうのはそれはそうなんで、縦横、先ほどの大丸有のエリアマネジメントというか、そういうのもあるよ。だから、つまり横軸の物理的なものと縦軸のものというのをどうやって有機的でやるか。これ大きな課題だけに、私なんかはこの前質問したところというのは、本当に清掃事務所がやる事業なのかなというのが非常に思っていたから、わざとこの前意地悪質問をして、この法律はどこからだと言っているんだけど、消費者庁だよ。だからそうしたらどこがやるのかと。この辺のところというのは本当に大きなプロジェクトといったらば、かなりナンバー2近くの人がプロジェクトリーダーになってやっていく。そういう意味では、印出井部長がナンバー2なのかどうなのか知らないけど、力があるから、だからちょっとその辺のところの、どうしてもマンパワー、腕力と言ったら失礼だけど、どういうふうに、今もう一度このところをどうやって強力に進めていくのか、ちょっとお答えいただきたい。

○印出井環境まちづくり部長 ナンバー10ぐらいだと思いますけれども。

○はやお委員 そんなことはないでしょう。

○印出井環境まちづくり部長 今ご指摘を頂いて、非常に私としてはいいご指摘を頂いたかなというふうに思っています。というのは、やはりこういう食ロスで各部で取り組むようなことなただけけれども、例えば予算措置はどうなんだとか、結局そういうのがないと絵に描いた餅だよねというような指摘を各部各課から受けるというところがあります。今頂いたご指摘を踏まえて、今般、私も以前ご説明したときにお話ししたかと思うんですけども、食品ロスが単純にごみ量の減量ではなくて、食品の原料の生産から加工、運搬、廃棄に至るまで多くのCO<sub>2</sub>を排出していると。地球温暖化対策にとっても重要な取組であるというような見方がされるように世の中としてはなってきたところですよ。ですので、今後、今、地球温暖化対策推進本部というのは区長をトップにした会議がありますけれども、そういった中の一つのテーマとして上げていくとかということについて、ちょっと部内で検討してまいりたいというふうに思います。

○はやお委員 はい。

○林委員長 よろしいですか。

岩佐委員。

○岩佐委員 大きな視点じゃなくて、ちっちゃなこと。この事業系食品ロスの削減の施策はかなり具体的に3010運動まで書いてあるなと思う中で、先ほど大丸有の取組の中でも

ご紹介されたドギーバッグの推進、これが落ちているなと思います。消費者庁でも環境省のほうでも、これは推進しているものなので、ぜひこれは施策の中に文字として入れておいていただきたいなということが1点と。

今回、これ食品ロスということでこういった計画を立てていただいているんですけども、同様に衣料、洋服ですよね。洋服の廃棄についても、実はやはり先ほどの生産から廃棄までで相当のCO<sub>2</sub>を出している。社会問題化している中で、これが食品にクローズアップした計画になると、今度、じゃあ衣料のリサイクルはどうするんだみたいな感じで、これはどこかでやっぱりいろいろ、うちの区は環境系の計画がやたら数多くありますけれども、そこでちょっと抜け落ちないようにカバーしてほしいなと思うんですけども、その2点いかがでしょうか。

○柳千代田清掃事務所長 ご指摘ありがとうございます。ドギーバッグの件は、この計画策定の段階におきましても大変重要視させていただいております。この計画におきましても18ページにドギーバッグという形の取組についてうたわさせていただいております。あくまでももうその後の具体的な内容については、今後、計画策定後、施策についてどのようなことができるかというのは展開してまいりたいと思っております。ご指摘の古布についても、食ロスとはまた関係ないんですけど、当然貴重な資源ということで、古布の回収もしておりますし、そういったものは燃やすんじゃなくて利用できるようなところでのリサイクルという形、または再利用ですか、そういう形での方策について進めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○林委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、2番の報告事項を終わります。

3番、その他に入ります。委員の方、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 執行機関のほうは。

景観・都市計画課長。

○前田景観・都市計画課長 都市計画審議会の開催につきましてご案内を申し上げます。

2月8日の木曜日午後3時から、委員会室におきまして都市計画審議会を開催させていただきます。案件といたしましては、審議案件を1件、東京都市計画地区計画二番町地区地区計画の変更を予定してございます。

ご報告は以上でございます。

○林委員長 はい。いいですかね。

○小枝委員 ちょっとすみません。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 こちらの委員会じゃないですけども、都市計画審議会委員の欠員についての議論が出てきていますが、タイムリミットというんですかね、委員として位置づけるのにいつまでだったら委員を、何というんですかね、欠員補充ができるんですか。

○林委員長 どうぞ、課長。

○前田景観・都市計画課長 大変恐縮でございますが、具体的な日にちと日程といったところは差し控えさせていただければと存じますけれども、現状、区議会議員としての6名

以内といったところに1名欠員が出ているといった状況でございます。この後に、区議会のほうから推薦を受けまして、その後に、今度は執行機関として委嘱の手続を取るところでございます。そうした手続がどれほどの時間を要するかといったところもございますので、一定程度お時間も頂戴したいなというふうに考えているところでございます。

○林委員長 小枝委員、あんまりやっても、内部の議会側の件で、運営するところが2月7日にしてしまっているんで、現実的には不可能だと思います。30日の全員協議会等々は予定されていますが、各派協議会や議会運営委員会はこういう非常時ですけれども一切予定していないということですので、それを事務方に詰めても苦しいかなと思いますが。

○小枝委員 分かりました。

○林委員長 はい。

○小枝委員 分かりましたが。

○林委員長 分かりましたか。

○小枝委員 分かりましたが。

○林委員長 小枝委員、どうぞ。

○小枝委員 その上で、今、嶋崎さんの問題をめぐっていろいろマスコミもかなり来ているということもありますし、区民も関心を寄せているということからすると、全て駆け足で行政はやってきたわけなんですけれども、この2月8日に委員会を開催して、議題は二番町のことなんですよ。それで先生方にもそうしたところにさらしていくというようなことを考えると、一旦その日にちというものを取りやめにするという考え、延期するという考えはないでしょうか。ご迷惑をかけてしまうことにならないでしょうか。

○林委員長 どうぞ、課長。

○前田景観・都市計画課長 私どもとしても、こういった状況を報道等も含めて、委員にこの後事前のご説明とかもする中ではご案内をさせていただければというふうに考えてございます。一方で、先ほど来お話をさせていただいてございますが、委員の委嘱といったところにつきましては、現状、私、事務局として、この段階でどうするといったところのご案内ができかねる状況でございますので、その具体的な影響といったところにつきましては、大変恐縮でございますが、ご答弁を差し控えさせていただければと思います。

○林委員長 よろしいですかね。ここで全てが議会側の判断と運営能力になってくるかと思っておりますので、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。では、その後も終了し、以上をもちまして委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後5時42分閉会